## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年6月28日

【事業年度】 第12期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

【会社名】 トモニホールディングス株式会社

【英訳名】 TOMONY Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO(最高経営責任者) 中村 武

【本店の所在の場所】 香川県高松市亀井町7番地1

【電話番号】 087-812-0102

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画部長 藤井 仁三

【最寄りの連絡場所】 香川県高松市亀井町7番地1

トモニホールディングス株式会社 経営企画部

【電話番号】 087-812-0102

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画部長 藤井 仁三

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
		(自 平成29年 4月1日 至 平成30年 3月31日)	(自 平成30年 4月1日 至 平成31年 3月31日)	(自 平成31年 4月1日 至 令和2年 3月31日)	(自 令和 2 年 4月1日 至 令和 3 年 3月31日)	(自 令和3年 4月1日 至 令和4年 3月31日)
連結経常収益	百万円	72,641	73,286	71,033	70,687	70,335
連結経常利益	百万円	16,386	16,213	11,378	14,493	19,132
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	11,158	10,163	8,136	9,984	13,062
連結包括利益	百万円	8,446	9,140	4,160	24,034	4,080
連結純資産額	百万円	219,257	226,864	220,003	243,183	245,730
連結総資産額	百万円	3,812,417	3,899,242	3,993,190	4,407,903	4,596,057
1 株当たり純資産額	円	1,320.23	1,373.00	1,360.95	1,494.87	1,506.59
1 株当たり当期純利益	円	68.60	62.28	50.57	62.51	81.53
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益	円	67.54	61.19	49.59	61.26	79.81
自己資本比率	%	5.66	5.72	5.41	5.42	5.26
連結自己資本利益率	%	5.25	4.63	3.70	4.38	5.42
連結株価収益率	倍	6.89	6.75	7.09	5.18	4.02
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	47,239	48,802	5,917	228,257	47,910
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	16,182	70,454	27,081	42,814	27,436
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	3,108	3,188	3,166	1,387	2,375
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	294,168	312,642	330,644	514,705	532,813
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,412 [332]	2,401 [319]	2,270 [291]	2,282 [286]	2,264 [273]

<sup>(</sup>注) 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除 して算出しております。

## (2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	回次		第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月		平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月
営業収益	百万円	2,246	2,200	2,467	2,356	2,125
経常利益	百万円	1,679	1,699	1,703	1,642	1,403
当期純利益	百万円	1,653	1,667	1,667	1,573	1,148
資本金	百万円	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
発行済株式総数	千株	163,728	163,728	163,728	163,728	163,728
純資産額	百万円	91,607	91,743	90,712	91,434	91,570
総資産額	百万円	91,674	91,815	92,286	92,641	92,588
1株当たり純資産額	円	554.48	557.28	563.39	564.11	562.24
1株当たり配当額	円	8.00	8.00	8.00	8.00	9.00
(内1株当たり中間配当額)	(円)	(4.00)	(4.00)	(4.00)	(4.00)	(4.50)
1 株当たり当期純利益	円	10.16	10.21	10.36	9.85	7.16
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益	円	10.01	10.04	10.16	9.65	7.01
自己資本比率	%	98.86	98.62	96.94	97.37	97.58
自己資本利益率	%	1.83	1.84	1.85	1.75	1.27
株価収益率	倍	46.51	41.19	34.62	32.87	45.76
配当性向	%	78.67	78.28	77.15	81.18	125.58
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	23 [1]	20 [1]	39 [1]	37 [1]	35 [0]
株主総利回り		81.5	74.1	64.9	60.3	62.5
(比較指標:TOPIX業種別指数 銀行業)	%	(103.4)	(87.8)	(67.9)	(96.3)	(107.3)
最高株価	円	621	527	441	393	373
最低株価	円	455	373	269	302	290

- (注)1.第12期(令和4年3月)中間配当についての取締役会決議は令和3年11月12日に行いました。
  - 2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
  - 3.最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

#### 2 【沿革】

- 平成21年1月 株式会社徳島銀行(以下「徳島銀行」という。)と株式会社香川銀行(以下「香川銀行」という。) が「経営統合に関する覚書」を締結
- 平成21年9月 徳島銀行及び香川銀行の間で「経営統合に関する最終契約書」を締結するとともに、共同で「株式移転計画書」を作成
- 平成21年11月 徳島銀行及び香川銀行の各々の臨時株主総会において、共同株式移転の方式により当社を設立し、経営統合を行うことについて承認可決
- 平成22年4月 当社設立、東京証券取引所市場第一部に上場
- 平成22年6月 株式会社徳銀ジェーシービーがトモニカード株式会社(以下「トモニカード」という。)に商号変更
- 平成23年4月 株式会社香川銀リースが株式会社香川銀キャピタルを吸収合併しトモニリース株式会社に商号変更 トモニカードが株式会社香川銀カードを吸収合併
- 平成25年4月 トモニシステムサービス株式会社(以下「トモニシステムサービス」という。)を設立
- 平成27年4月 当社、株式会社大正銀行(以下「大正銀行」という。)及び大正銀行を持分法適用関連会社としている株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「三菱東京UFJ銀行」という。)の間で、当社を株式交換完全親会社、大正銀行を株式交換完全子会社とする株式交換による経営統合について「基本合意書」を締結
- 平成27年9月 当社及び大正銀行が株式交換契約を締結するとともに、三菱東京UFJ銀行を含む3社で統合契約を 締結
- 平成28年4月 株式交換方式により、大正銀行を当社の完全子会社化
- 平成28年10月 トモニシステムサービスが香川銀コンピューターサービス株式会社を吸収合併
- 平成30年8月 取締役会において、令和2年1月1日に徳島銀行及び大正銀行の合併を行うことについて決議し、徳島銀行及び大正銀行の間で「合併基本合意書」を締結
- 令和元年9月 徳島銀行及び大正銀行の間で合併契約を締結
- 令和2年1月 徳島銀行を存続会社、大正銀行を消滅会社とする吸収合併を行い、徳島銀行の商号を株式会社徳島大正銀行に変更
- 令和4年4月 東京証券取引所プライム市場に移行

### 3【事業の内容】

当社及び当社の関係会社は、当連結会計年度末現在、当社及び連結子会社9社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、カード業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービス業務を提供しております。

当社及び当社の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況」中の「1(1)連結財務諸表注記事項 (セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号)第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

#### [銀行業]

株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行において、本店のほか支店等では、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、登録金融機関業務、有価証券投資業務、社債受託業務、その他付帯業務を行い、高度多様化するお客さまのニーズに即応する金融サービスの提供に積極的に取り組んでおり、当社グループにおける基幹業務として位置づけております。

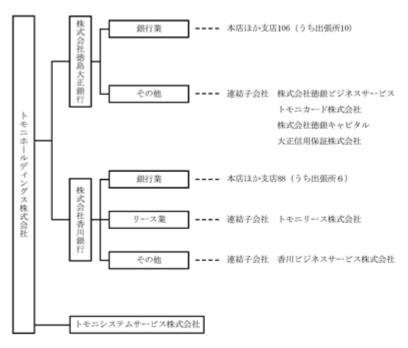
### [リース業]

トモニリース株式会社がリース業務を行っております。

#### 「その他 ]

当社及び連結子会社6社におきまして、銀行業務に係る関連業務、ソフト開発業務、クレジットカード業務、ベンチャーキャピタル業務等の業務を行っております。

以上の事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 上記の他、「地域とトモニ1号投資事業有限責任組合」を非連結子会社としております。

## 4【関係会社の状況】

		資本金又は		議決権の所			当社との関係内	当社との関係内容		
名称	住所	出資金(百万円)	主要な事業 の内容	有(又は被 所有)割合 (%)	役員の兼任 等(人)	資金援助	営業上の取引	設備 の賃貸借	業務提携	
(連結子会社)										
株式会社徳島大正銀行	徳島県徳島市	11,036	銀行業	100.00 ( - ) [ - ]	1 (1)	-	経営管理 預金取引 金銭消費貸借	当社へ 建物の一部 を賃貸	ı	
株式会社香川銀行	香川県高松市	12,014	銀行業	100.00 ( - ) [ - ]	1 (1)	1	経営管理 預金取引 金銭消費貸借	当社へ 建物の一部 を賃貸	-	
トモニシステムサービス 株式会社	香川県高松市	50	その他	100.00 ( - ) [ - ]	1 (1)	-	システム の運用管理	-	-	
株式会社徳銀ビジネス サービス	徳島県徳島市	10	その他	100.00 (100.00) [ - ]	-	-	-	-	-	
香川ビジネスサービス株 式会社	香川県高松市	10	その他	100.00 (100.00) [ - ]	-	-	-	-	-	
トモニリース株式会社	香川県高松市	100	リース業	70.00 (70.00) [ - ]	-	-	-	-	-	
トモニカード株式会社	徳島県徳島市	60	その他	63.00 (63.00) [ - ]	-	-	-	-	-	
株式会社徳銀キャピタル	徳島県徳島市	30	その他	60.50 (60.50) [ - ]	-	-	-	-	-	
大正信用保証株式会社	大阪府 大阪市	10	その他	100.00 (100.00) [ - ]		-	-	-	-	

- (注)1.「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
  - 2.上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行であります。
  - 3.「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
  - 4.「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。
  - 5.上記関係会社のうち、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行は経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く。)の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。

### 主要な損益情報等

	経常収益 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
株式会社徳島大正銀行	35,410	10,527	7,348	127,419	2,553,579
株式会社香川銀行	27,318	8,023	5,541	117,328	2,037,972

## 5【従業員の状況】

#### (1) 連結会社における従業員数

令和4年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数 (人)	2,085	26	153	2,264
	[256]	[1]	[16]	[273]

- (注) 1. 従業員数は嘱託及び臨時従業員517人を除き、執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)8名を含んでおります。
  - 2. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

## (2) 当社の従業員数

令和4年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢 ( 歳 )	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
35 [0]	51.8	28.7	8,437

- (注) 1. 当社従業員は株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行からの出向者であります。なお、従業員数には銀行子会社との兼務者49名(株式会社徳島大正銀行23人及び株式会社香川銀行26人)、嘱託及び臨時従業員13名を含んでおりません。
  - 2. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
  - 3. 当社の従業員はすべてその他のセグメントに属しております。
  - 4. 平均勤続年数は、出向元での勤続年数を通算しております。
  - 5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
  - 6.当社には労働組合はありません。また、当社グループには、徳島大正銀行従業員組合(組合員942人)及び香川銀行従業員組合(組合員841人)が組織されております。労使間においては特記すべき事項はありません。

### 第2【事業の状況】

- 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
  - (1) 経営の基本方針

当社は、グループ経営ビジョンに基づき、金融持株会社として、当社グループ全体の健全かつ適切な運営を確保するため、当社の中核子会社である銀行子会社を中心とした子会社の経営管理を行い、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っていきます。

<グループ経営ビジョン(目指すべき金融グループの姿)>

「お客さま第一主義」 お客さま第一主義の経営を徹底し、それぞれのお客さまのニーズに応じた最良

の金融サービスを提供します。

「お客さまとともに成長」 地域において持続的安定的な金融仲介機能を発揮し、地域のお客さまとともに

成長し続けます。

「信頼と安心の経営」 グループとしてより強固な経営基盤を構築し、お客さまから信頼され安心して

末長くおつきあいいただく存在になります。

#### (2) 経営計画

当社は、平成31年4月より新たな4か年計画として、第4次経営計画『変革と進化への挑戦 ~ 変わる"トモニ"変わらぬ"ともに"~』をスタートさせました。第4次経営計画では、グループ経営ビジョンに基づき『変革し進化する広域金融グループ』を目指し、4つの基本戦略の展開を通じて、当社グループの更なる企業価値の向上に努めてまいります。

<第4次経営計画の概要>

#### 「名 称]

第4次経営計画『変革と進化への挑戦 ~ 変わる"トモニ" 変わらぬ"ともに" ~ 』

#### 「計画期間 ]

平成31年4月~令和5年3月(4年間)

#### [目指す姿]

変革し進化する広域金融グループ

- 1.「"ともに"協調しあって、地域のお客さまとともに、明日への発展を支えていく」という当社のブランドマークに託した設立当初からのビジョンに基づき、これまで築いてきた地域のお客さまとの信頼関係を変わらず維持する一方で、時代の変化とともに今後も地域のお客さまとともに成長し続けられるよう、「地域商社的金融グループ」への脱皮を図るなど自ら積極的に変革していく。
- 2.営業面では「複数行体制」、すなわち徳島大正銀行と香川銀行がそれぞれ取引の拡大・深化を図る一方で、組織運営面では「最大限のワンバンク化」を目指し、持株会社やグループ会社の機能を活用した更なる効率化を図るなど、「トモニスタイル」を進化させ、全体として利益の最大化を図っていく。
- 3.組織がダイナミックに変革し進化していくために、社員の「やってみたい」という気持ち・チャレンジ精神を大事にする「自ら考え行動する企業集団」を目指していく。

#### [基本戦略]

ガバナンス戦略 ~ 変革と進化 ~

- 1.ガバナンスについては、
- (1)「会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上」という取締役会の責務を適切に果たしていく観点から、取締役会機能の更なる発揮を実現する。
- (2)資本充実、成長投資(資本活用)、株主還元の3つの観点から、最適な資本政策を実現する。
- (3)銀行内の業務・人員効率化の推進に加え、持株会社の更なる活用により、グループ全体として一層効果的・効率的な経営管理を実現するとともに、グループ会社も活用し「事務システムのワンバンク化」など共通・重複業務の効率運営を実現する。
- (4) 徳島銀行と大正銀行の合併を円滑に遂行するとともに、銀行子会社の組織の共通化に着手し、将来に向けて、さらに柔軟かつ効率的なグループ運営の基盤を構築する。
- (5) デジタライゼーションへ対応し、金融サービスの高度化を進めるためにIT戦略を構築する。

- 2. コンプライアンス及びリスク管理については、
- (1) お客さまから信頼され、安心して末長くおつきあいいただけるよう、マネー・ローンダリング等防止などの社会からの要請や制度変更にしっかり対応するとともに、コンプライアンス意識の浸透に万全を期す。
- (2) 景気の変動や市場の不安定化に従来以上に目配りをし、先見的なリスク管理や自己資本の充実などによって、リスクの顕現化に対して万全の備えを図るとともに、そうした態勢をしっかり取ることを前提に、成長戦略に取り組む上で適切なリスクテイクを行う。

#### 営業戦略 ~ お客さまとともに ~

- 1.法人戦略については、
- (1) これまで築いてきた地域のお客さまとの信頼関係を変わらず維持するとともに、お客さまの様々なニーズを組織的に受け止め、最良の金融サービス提供につなげていく流れを確立する(渉外の目利き力の向上)。
- (2)預金・貸出といった昔ながらのサービスに加え、プロモーションやビジネスマッチング、創業支援や M&Aなど、幅広いサービスを提供できる「地域商社的金融グループ」を目指す。
- (3) 広域金融グループとして、地域と地域を結ぶ「ベストパートナー金融グループ」を目指す。
- 2.個人戦略については、
- (1)地域とともに歩んできた金融グループとして、店舗ネットワークも活用しつつ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりをサポートする。
- (2)これから社会を支える若者が、暮らしの中で上手に金融サービスを享受できるようサポートしていく。
- (3)地域に根を張る金融グループとして、お客さまの多様なニーズにお応えする。

#### エリア戦略・地方創生戦略 ~ 地域とともに ~

- (1)「四国・岡山・淡路地区」は、当社グループにとってのホームグラウンドであって、とりわけ「徳島・香川地区」はふるさとであることから、地域の実情に沿った効率的・効果的な運営を行い、多くのお客さまにとって、最も頼りになる金融グループになることを目指す。
- (2)「大阪地区」は、当社グループが将来に向けて成長を続けていく上での戦略的エリアと位置付け、また、第2のふるさととして、徳島大正銀行と香川銀行とが、法人・個人それぞれのお客さまのニーズに応じた最良の金融サービスを提供することで、取引の拡大・深化を目指す(貸出金利回りの低下や信用コストの発生に留意しつつ、第4次経営計画終了時点での貸出金残高1兆円を目標とする)。
- (3)「東京地区」は、わが国最大のビジネス市場であり、人口の流入が続く中で、今後とも有望な営業エリアであるだけでなく、地域のお客さまの成長にとっても重要なエリアであることから、店舗を基盤とした営業活動に加え、様々な形でネットワークの拡大を目指す。

### 人財戦略 ~ 一人ひとりの"やる気"を"本気"に ~

- (1) 意欲とチャレンジ精神に溢れた人財を作り出す人事制度を検討・導入する。
- (2)社員一人ひとりが働き甲斐を感じ、最大限の能力発揮ができるよう、自己研鑚機会の拡大や効果的な研 修の実施などに取組む。
- (3)人財の多様性を大切にし、社員一人ひとりが働きやすい環境を整備する。

### [目標とする経営指標]

		令和5年3月期
親会社株主に帰属する当期純利益(連結)	収益性	110億円
本業利益(銀行子会社単体合算)	収益性	100億円
ROE(連結)	効率性	5.0%以上
コア業務粗利益OHR(銀行子会社単体合算)	効率性	66.0%以下
自己資本比率(連結)	健全性	9.0%以上
貸出金残高(銀行子会社単体合算)	成長性	3兆円以上
大阪地区貸出金残高(銀行子会社単体合算)	成長性	1兆円以上

- (注) 1. 本業利益 = 貸出金平残×預貸利鞘+役務取引等利益-経費
  - 2. ROE = 親会社株主に帰属する当期純利益/((期首株主資本+期末株主資本)×1/2)×100
  - 3.大阪地区=大阪府、兵庫県(除く淡路島地区)及び京都府

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (3) 経営環境及び対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境につきましては、人口減少や少子高齢化の進行、低金利政策の長期化等により厳しい状況が続く中、業務の効率化も含めた経営基盤の強化が求められるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大や資源価格の高騰により影響を受けた個人・中小企業者の皆さまへの資金繰りや経営改善の支援など、金融仲介機能の円滑な発揮によりお客さまや地域経済を支え続けていくことが強く求められております。また、デジタライゼーションへの対応、SDGs・ESGへの取組み等も重要な課題となっており、こうした取組み等により、地域の実情等を踏まえた持続可能なビジネスモデルへの転換が強く求められております。

こうした中、当社は、令和4年度が最終年度となる第4次経営計画『変革と進化への挑戦 ~ 変わる"トモニ"変わらぬ"ともに" ~ 』における4つの基本戦略の展開を通じて、『変革し進化する広域金融グループ』を目指し、地域のお客さまとともに成長し続けることにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が年度を通して継続し、経済活動に大きな制約を受け非常に厳しい状況で推移する中、ワクチン接種の促進等により感染予防・拡大防止対策を進めるとともに、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、景気は持ち直しの動きが見られております。しかしながら、感染力の強い変異株の発生等により、感染症は依然として収束しておらず、また、世界経済においては、ウクライナ情勢などの地政学リスクや原油を始めとする資源価格の高騰もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況となっており、非常に厳しい状況が続いております。こうした状況の中、当社グループにおいては、銀行子会社において取引先企業の資金繰り支援や経営改善支援に注力しておりますが、今後においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が長期化することや資源価格の高騰等により、取引先企業では厳しい業況が続くことが予想されることから、与信関連費用の増加などのリスクが潜在しております。

当社グループとしては、取引先企業における新型コロナウイルス感染症や資源価格の高騰の影響等を十分把握したうえで、円滑な金融仲介機能の発揮に努めるとともに、適切なリスク管理に努めてまいります。

#### 2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

当社グループ(当社及び連結子会社)は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であり、これらのリスク管理体制の整備の状況については、「第4 提出会社の状況」中の「4(1) 企業統治に関するその他の事項」に記載しております。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### 1.経営統合に関するリスク

当社グループは、経営統合により、より強固な経営基盤、幅広いネットワークを実現し、お客さま第一主義の経営思想をさらに高め、地域のお客さまとともに成長する金融グループを形成することを目指し、統合効果を最大限発揮すべく努力しております。

しかしながら、以下の要因等により、当初期待した統合効果を十分に発揮できないことにより、結果として当社 グループの業績・財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・当社グループ内における、業務面での協調体制強化や経営資源の再配分等が奏功しない場合
- ・顧客との関係悪化、対外的信用力の低下等により、当初期待した収益増強が達成できない場合
- ・経営統合に伴う経営インフラの統合・再編に係わり、想定外の追加費用が発生する場合
- ・経営インフラ統合・再編の遅延等により、当初期待した経費削減が達成できない場合

#### 2. 持株会社のリスク

当社は銀行持株会社であり、その収入の大部分を当社が直接保有している銀行子会社から受領する配当金及び経営管理料に依存しております。一定の状況下では、様々な規制上の制限等により、当社の銀行子会社等が当社に支払うことができる配当の金額が制限される可能性があります。また、銀行子会社等が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当等を支払えない状況が生じた場合には、当社株主へ配当を支払えなくなる可能性があります。

#### 3.信用リスク

#### (1) 不良債権の状況

当社グループは、資産の70%程度を貸出金により運用しておりますが、国内外の景気動向によっては貸出先の業況に悪影響を及ぼし、財務内容悪化等により不良債権が増加することで、多額の貸倒償却又は引当負担が生じる可能性があります。

#### (2)貸倒引当金の状況

当社グループは、貸出先の状況に応じて、担保の価値及び貸倒実績率等に基づく見積もりにより、貸倒引当金を計上しておりますが、実際の貸倒れが当該見積もりを上回った場合や担保価値が下落した場合に、貸倒引当金の積み増し等により与信関連費用が増加する可能性があります。

#### (3)貸出先への対応

当社グループは、回収の効率・実効性その他の観点から、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、当社グループが債権者として有する法的な権利のすべてを必ずしも実行しない場合があります。また、当社グループがこれらの貸出先に対して債権放棄又は追加貸出を行って支援する場合もあります。このような貸出先に対する支援を行った場合に、当社グループの与信関連費用が増加する可能性があります。

#### (4)権利行使の困難性

当社グループは、不動産市場における流動性の欠如又は価格の下落、有価証券の価格の下落等により担保権を設定した不動産若しくは有価証券を換金することが困難となる可能性があります。

#### 4.市場リスク

#### (1) 金利変動に関するリスク

当社グループの主要な収益源は、貸出金や有価証券を中心とした資金運用と、預金等による資金調達との金利差による利鞘収入であります。これらの資金運用・調達における金額・期間等のミスマッチが大きい場合に、金利変動が当社グループの収益にとってマイナスに作用する可能性があります。

#### (2) 為替変動に関するリスク

当社グループが保有する有価証券の一部には、外貨建有価証券が含まれておりますが、例えば、為替相場が円高に変動した場合に、為替ヘッジを行っていない外貨建有価証券の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 株価変動に関するリスク

当社グループが保有する有価証券の一部には、市場性のある株式が含まれておりますが、株価が下落した場合に、保有株式に減損又は評価損が発生する可能性があります。

#### (4)債券の価格変動に関するリスク

当社グループが保有する有価証券の一部には、国債等の債券が含まれておりますが、長期金利が上昇した場合に、債券価格が下落し債券の評価損が発生する可能性があります。

#### 5 . 流動性リスク

当社グループの業績や財務内容が悪化した場合、あるいは市場の混乱等により市場環境が大きく変化した場合に、必要な資金の確保が困難となり、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされる可能性があります。

#### 6.事務リスク

当社グループは、預金・為替・貸出などの銀行業務に加え、リース業務、カード業務、ベンチャーキャピタル業務などの幅広い業務を行っておりますが、これらの多様な業務の遂行に際して、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等による不適切な事務を行うことにより、損失が発生する可能性があります。

#### 7.システムリスク

当社グループは、業務の多様化及び高度化に対応するため、勘定系オンラインシステムをはじめとする各種システムを保有しておりますが、これらのシステムのダウン又は誤作動、通信回線の故障やコンピュータの不正使用が発生した場合に、当社グループの業務執行及び社会的信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 8.法務リスク

当社グループは、業務を遂行するうえで、銀行法、金融商品取引法、会社法など様々な法令等の適用を受けており、これらの法令等が遵守されるよう役職員に対する法令等遵守の徹底に努めておりますが、これらの法令等を遵守できなかった場合に、当社グループの業績・財政状態及び社会的信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、これらの法令等が将来において変更・廃止され、あるいは新たな法令等が設けられた場合に、その内容によっては、当社グループの業績・財政状態及び業務遂行に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 9. 人的リスク

当社グループは、当社及び連結子会社9社で構成される企業集団ですが、雇用、健康又は安全に関する法令又は協定に違反した行為、個人傷害に対する支払、労働災害、差別行為、ハラスメント等の事案が発生した場合に、当社グループの社会的信用、業務遂行及び業績・財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 10. 風評リスク

当社グループは、地域のみなさま、預金者等のお客さま及び市場関係者からの信用に大きく支えられておりますが、当社グループに対する事実と異なる風評・風説が、マスコミ報道・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合に、お客さまや市場関係者の間における当社グループの評判が悪化することにより、当社グループの業務遂行及び社会的信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 11.情報漏えいに関するリスク

当社グループは、多くのお客さまの情報を保有しているほか、様々な経営情報等の内部情報を有しておりますが、万が一、これらの重要な情報が外部に漏えいした場合に、当社グループの社会的信用、業務遂行及び業績・財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 12. 自己資本比率規制に係るリスク

当社グループは、海外営業拠点を有していないことから、連結自己資本比率を「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第20号)に定められた国内基準(現時点では4%)以上、また、当社の銀行子会社は、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に定められた国内基準(現時点では4%)以上に維持することを求められておりますが、当社グループの自己資本比率がこの基準を下回った場合に、金融庁長官から業務の全部又は一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。

なお、以下のような場合に、自己資本比率に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・不良債権処理の増加にともない、大幅に与信関連費用が増加する場合
- ・株価や金利の変動にともない、保有有価証券に大きな評価損が発生する場合
- ・将来の課税所得の見積もりによって、繰延税金資産が大きく減額される場合
- ・自己資本比率基準や算定方法が変更される場合

#### 13. 繰延税金資産に係るリスク

当社グループは、繰延税金資産について、現時点において想定される金融経済環境等の様々な予測・仮定を前提に将来の課税所得を合理的に見積もり計上しておりますが、実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産が減額となった場合には、当社グループの業績・財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 14. 退職給付債務に係るリスク

当社グループは、従業員の退職給付費用及び債務について、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理計算上の前提条件に基づいて算出しておりますが、年金資産の時価が下落する、又は年金資産の運用利回りが想定を下回るなど、実際の結果が年金数理計算上の前提条件と異なる場合や前提条件に変更があった場合、また、年金制度の変更により過去勤務費用が発生した場合に、追加損失が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 15. 所有不動産に係るリスク

当社グループは、営業拠点・社宅等として不動産を所有しておりますが、当該不動産の価値・価格が下落した場合に、固定資産の減損損失が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 16. 災害等に関するリスク

当社グループは、徳島県、香川県及び大阪府を中心に事業を展開しており、営業拠点、事務集中センター等の施設、役職員及びお客さまは徳島県、香川県及び大阪府に集中しておりますが、万が一、徳島県、香川県又は大阪府を含む広域に災害等が発生した場合、あるいは徳島県、香川県又は大阪府を中心とする局地的な災害等が発生した場合に、地域経済及び当社グループの施設・役職員に甚大な被害が及ぶ可能性があります。また、新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症が発生し、万が一、徳島県、香川県又は大阪府を含む広域に感染拡大した場合、あるいは徳島県、香川県又は大阪府を中心とする局地的な地域で感染拡大した場合に、地域経済及び当社グループの施設・役職員に甚大な被害が及ぶ可能性があります。その結果、当社グループの業務執行及び業績・財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー (以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

#### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、経済活動に大きな制約を受け非常に厳しい状況で推移する中、感染対策の徹底やワクチン接種の促進とともに、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、景気は持ち直しの動きが見られました。しかしながら、感染力の強い変異株の発生等により、感染症は依然として収束しておらず、また、世界経済においては、ウクライナ情勢などの地政学的リスクや原油を始めとする資源価格の高騰もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

地域金融機関を取り巻く環境につきましては、人口減少や少子高齢化の進行、低金利政策の長期化等により厳しい状況が続く中、業務の効率化も含めた経営基盤の強化が求められるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大や資源価格の高騰により影響を受けた個人・中小企業者の皆さまへの資金繰りや経営改善の支援など、金融仲介機能の円滑な発揮によりお客さまや地域経済を支え続けていくことが強く求められております。また、デジタライゼーションへの対応、SDGs・ESGへの取組み等も重要な課題となっており、こうした取組み等により、地域の実情等を踏まえた持続可能なビジネスモデルへの転換が強く求められております。

こうした中、当社は、平成31年4月より新たな4か年計画として、第4次経営計画『変革と進化への挑戦 ~ 変わる"トモニ" 変わらぬ"ともに" ~』をスタートさせました。第4次経営計画では、グループ経営ビジョンに基づき『変革し進化する広域金融グループ』を目指し、4つの基本戦略の展開を通じて、当社グループの更なる企業価値の向上に努めております。

当計画の3年目である当連結会計年度においては、グループ銀行が連携して、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けたお客さまへの資金繰り支援を継続するとともに、人材紹介業務への参入、「地域とトモニファンド」を活用した出資、トモニmini商談会や起業創業・医業経営セミナーのWeb開催等により、お客さまの成長支援による地域経済活性化への取組みを行いました。また、お客さまのSDGs宣言策定支援を行うサービスの取扱開始、トモニSDGs・ESGセミナーのWeb開催等により、お客さまと協働して持続可能な社会の実現に向けた取組みを行いました。

このような経過を踏まえ、当連結会計年度は次のような営業成績をおさめることができました。

当連結会計年度における損益状況は、経常収益は、貸出金利息及び役務取引等収益が増加しましたが、有価証券利息配当金及び株式等売却益が減少したこと等により、前連結会計年度比352百万円減少して70,335百万円となりました。経常費用は、国債等債券売却損、国債等債券償却、株式等売却損、株式等償却及び与信関連費用が減少したこと等により、同4,991百万円減少して51,203百万円となりました。その結果、経常利益は同4,639百万円増加して19,132百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同3,078百万円増加して13,062百万円となりました。

なお、セグメント別の業績につきましては、銀行業セグメントの経常収益は前連結会計年度比567百万円減少して62,681百万円、セグメント利益は同4,696百万円増加して18,549百万円となりました。また、リース業セグメントのセグメント利益は131百万円、その他のセグメント利益は1,809百万円となりました。

当連結会計年度末における主要勘定残高は、総資産残高は前連結会計年度末比1,881億円増加して4兆5,960億円、純資産残高は同26億円増加して2,457億円となりました。また、譲渡性預金を含む預金等残高は同1,659億円増加して4兆621億円、貸出金残高は同1,462億円増加して3兆2,299億円、有価証券残高は同284億円増加して7,278億円となりました。

キャッシュ・フローの状況

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果獲得した資金は47,910百万円となり、前連結会計年度比180,347百万円の獲得減少となりました。これは、前連結会計年度と比較して、預金及び借用金の増加による資金の獲得が減少したこと等によるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果支出した資金は27,436百万円となり、前連結会計年度比15,378百万円の支出減少となりました。これは、前連結会計年度と比較して、有価証券の取得による支出が減少したこと等によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果支出した資金は2,375百万円となり、前連結会計年度比988百万円の支出増加となりました。これは、当連結会計年度において、劣後特約付借入金の返済による支出及び子会社株式の取得による支出が発生したこと等によるものであります。

#### (現金及び現金同等物の増減状況)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比18,108百万円増加し532,813百万円となりました。

#### (2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。 なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

経営方針等に照らした、経営者による経営成績等の分析、検討内容

第4次経営計画における目標とする経営指標に対しての実績は以下のとおりであります。

		令和5年3月期計画	令和4年3月期実績
親会社株主に帰属する当期純利益(連結)	収益性	110億円	130億円
本業利益(銀行子会社単体合算)	収益性	100億円	112億円
ROE(連結)	効率性	5.0%以上	5.77%
コア業務粗利益OHR(銀行子会社単体合算)	効率性	66.0%以下	63.34%
自己資本比率(連結)	健全性	9.0%以上	8.84%
貸出金残高(銀行子会社単体合算)	成長性	3兆円以上	3兆2,387億円
大阪地区貸出金残高(銀行子会社単体合算)	成長性	1兆円以上	1兆397億円

- (注) 1. 本業利益=貸出金平残×預貸利鞘+役務取引等利益-経費
  - 2.ROE=親会社株主に帰属する当期純利益/((期首株主資本+期末株主資本)×1/2)×100
  - 3.大阪地区=大阪府、兵庫県(除く淡路島地区)及び京都府
  - イ.第4次経営計画の3年目である令和4年3月期におきましては、貸出金利息及び役務取引等収益が増加したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比31億円増加して130億円となりました。本業利益は前期比20億円増加して112億円となりました。
  - 口.令和4年3月末における貸出金残高については、新型コロナウイルス感染症対応融資をはじめ、中小企業・個人向け貸出等に積極的に取り組みました結果、前期末比1,459億円増加して3兆2,387億円となりました。また、戦略的エリアと位置付けている大阪地区においても順調に増加し、令和4年3月末における大阪地区貸出金残高は前期末比583億円増加して1兆397億円となりました。
  - 八.令和4年3月末における連結自己資本比率は、利益の積み上げによる資本の充実を図りました結果、前期末比0.02%ポイント上昇して8.84%となりました。また、ROEは前期末比1.14%ポイント上昇して5.77%、コア業務粗利益OHRは前期末比1.95%ポイント低下して63.34%となりました。

#### 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が年度を通して継続し、経済活動に大きな制約を受け非常に厳しい状況で推移する中、ワクチン接種の促進等により感染予防・拡大防止対策を進めるとともに、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、景気は持ち直しの動きが見られております。しかしながら、感染力の強い変異株の発生等により、感染症は依然として収束しておらず、また、世界経済においては、ウクライナ情勢などの地政学リスクや原油を始めとする資源価格の高騰もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況となっており、非常に厳しい状況が続いております。こうした状況の中、当社グループにおいては、銀行子会社において取引先企業の資金繰り支援や経営改善支援に注力しておりますが、今後においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が長期化することや資源価格の高騰等により、取引先企業では厳しい業況が続くことが予想されることから、与信関連費用の増加などのリスクが潜在しております。

その他、当社グループの経営成績に重要な影響を与えるリスク等については、「2 事業等のリスク」に記載しております。

また、当社グループの中核企業である銀行子会社2行の経営成績等の分析は、以下のとおりであります。

### 徳島大正銀行(単体)の損益及び主要勘定残高(末残)

(単位:百万円)

		令和2年度	令和3年度	増減
	経 常 収 益	33,873	35,410	1,537
	コア業務粗利益	28,251	29,656	1,405
損   益	コア業務純益	10,127	11,221	1,094
	経 常 利 益	8,803	10,527	1,724
	当 期 純 利 益	6,055	7,348	1,293
	総 資 産	2,421,565	2,553,579	132,014
	預金等(譲渡性預金を含む)	2,149,194	2,269,902	120,708
主要勘定残高 (末 残)	総 預 り 資 産	2,266,441	2,389,779	123,338
/2/	貸 出 金	1,742,483	1,827,214	84,731
	有 価 証 券	369,854	392,279	22,425

当事業年度における損益状況は、経常収益は、貸出金利息、役務取引等収益及び国債等債券売却益が増加したこと等により、前事業年度比1,537百万円増加して35,410百万円となりました。

また、コア業務粗利益は、資金利益及び役務取引等利益が増加したこと等により、同1,405百万円増加して29,656百万円となり、銀行本業の収益を示すコア業務純益は、同1,094百万円増加して11,221百万円となりました。

経常利益は、与信関連費用が減少したこと等により、同1,724百万円増加して10,527百万円となり、当期純利益は、同1,293百万円増加して7,348百万円となりました。

当事業年度末における主要勘定残高の状況は、譲渡性預金を含む預金等残高は、個人・法人預金ともに増加し、前事業年度末比120,708百万円増加して2,269,902百万円となりました。預り資産を加えた総預り資産残高は、同123,338百万円増加して2,389,779百万円となりました。また、貸出金残高は、新型コロナウイルス感染症対応融資をはじめ、中小企業・個人向け貸出等に積極的に取組みました結果、同84,731百万円増加して1,827,214百万円となりました。

### 香川銀行(単体)の損益及び主要勘定残高(末残)

(単位:百万円)

					令和2年度	令和3年度	増減
	経	常	収	益	29,651	27,318	2,333
		ア業務	图 粗 利	」益	21,840	22,522	682
損   益		ア業	務 純	益	7,258	7,905	647
	経	常	利	益	5,784	8,023	2,239
	当	期 紅	1 利	益	4,270	5,541	1,271
	総	貸	Ĭ	産	1,982,308	2,037,972	55,664
	預金	3等(譲渡性	<b>注預金を含</b>	む)	1,752,166	1,797,252	45,086
主要勘定残高 (末 残)	総	預り	) 資	産	1,889,370	1,938,013	48,643
	貸	Н	1	金	1,350,360	1,411,511	61,151
	有	価	証	券	327,308	333,878	6,570

当事業年度における損益状況は、経常収益は、国債等債券売却益及び株式等売却益が減少したこと等により、前事業年度比2,333百万円減少して27,318百万円となりました。

また、コア業務粗利益は、役務取引等利益が増加したこと等により、同682百万円増加して22,522百万円となり、銀行本業の収益を示すコア業務純益は、同647百万円増加して7,905百万円となりました。

経常利益は、債券関係損益が増加したこと等により、同2,239百万円増加して8,023百万円となり、当期純利益は同1,271百万円増加して5,541百万円となりました。

当事業年度末における主要勘定残高の状況は、譲渡性預金を含む預金等残高は、個人・法人預金ともに増加し、前事業年度末比45,086百万円増加して1,797,252百万円となりました。預り資産を加えた総預り資産残高は、同48,643百万円増加して1,938,013百万円となりました。また、貸出金残高は、新型コロナウイルス感染症対応融資をはじめ、中小企業・個人向け貸出等に積極的に取組みました結果、同61,151百万円増加して1,411,511百万円となりました。

#### 資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、お客さまからの預金を源泉として、営業エリア内の中小企業向けの貸出金、有価証券等により 運用しております。

なお、当社グループの主要な設備投資等の資本的支出の内容、資金の調達源については、「第3 設備の状況」 に記載しております。

### 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社が連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

#### (貸倒引当金の計上)

当社グループにおける貸出金等の債権の残高は多額であり、貸倒引当金の計上は、経営成績等に与える影響が大きいため、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り計上しており、その内容については、「第5 経理の状況」中の「1(1)連結財務諸表注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

また、重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報及び新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、「第5 経理の状況」中の「1(1)連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

#### (参考)

### (1) 国内・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、貸出金利息及び預け金利息の増加等により前連結会計年度比500百万円増加して46,876百万円となりました。役務取引等収支については、預金・貸出金に関する手数料の増加等により同1,376百万円増加して6,434百万円となりました。その他業務収支は、国債等債券売却損の減少等により同2,812百万円増加して687百万円となりました。

部門別では国内業務部門の資金運用収支は43,091百万円、役務取引等収支は6,411百万円、その他業務収支は1,019百万円となりました。また、国際業務部門の資金運用収支は3,785百万円、役務取引等収支は22百万円、その他業務収支は331百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
性 <del>性 類</del>	, 别別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	42,473	3,903	46,376
貝並理用収又   	当連結会計年度	43,091	3,785	46,876
うち資金運用収益	前連結会計年度	43,909	4,142	131 47,919
プロ貝並 建州 収益	当連結会計年度	44,201	3,943	121 48,023
うち資金調達費用	前連結会計年度	1,436	238	131 1,543
つら賞霊調達賞用   	当連結会計年度	1,110	157	121 1,146
役務取引等収支	前連結会計年度	5,035	23	5,058
以外权可寻找文	当連結会計年度	6,411	22	6,434
   うち役務取引等収益	前連結会計年度	9,223	45	9,268
プロ技術教団寺牧曲	当連結会計年度	10,403	50	10,453
     うち役務取引等費用	前連結会計年度	4,187	22	4,210
プラ収物収引守負用	当連結会計年度	3,992	27	4,019
     その他業務収支	前連結会計年度	2,176	50	2,125
ての他未務収文	当連結会計年度	1,019	331	687
った <b>そ</b> の仏業教収益	前連結会計年度	8,127	545	8,672
うちその他業務収益	当連結会計年度	7,983	1,125	9,108
ラナスの <u>仏</u>	前連結会計年度	10,304	494	10,798
うちその他業務費用	当連結会計年度	6,963	1,456	8,420

- (注) 1.海外店はないため、国内業務部門と国際業務部門に区分して開示しております。国内業務部門は円建取引、 国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
  - 2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度2百万円、当連結会計年度1百万円)を控除して表示しております。
  - 3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用/調達の状況

国内業務部門

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は、貸出金及び預け金の増加等により前連結会計年度比530,715百万円増加して4,357,372百万円、資金調達勘定の平均残高については、預金の増加等により同356,477百万円増加して4,279,991百万円となりました。資金運用勘定の利回りは、有価証券利回りの低下等により同0.13%ポイント低下して1.01%、資金調達勘定の利回りは、預金利回りの低下等により同0.01%ポイント低下して0.02%となりました。また、資金運用勘定の利息は44,201百万円、資金調達勘定の利息は1,110百万円となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
性 <del>性 其</del>	知別	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(232,531) 3,826,657	(131) 43,909	1.14
· 其亚连用酚定	当連結会計年度	(283,153) 4,357,372	(121) 44,201	1.01
2.4徐山人	前連結会計年度	2,870,968	37,241	1.29
うち貸出金	当連結会計年度	3,012,676	37,695	1.25
3.4. <b>4.</b> 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17.	前連結会計年度	486	2	0.52
うち商品有価証券	当連結会計年度	487	2	0.45
うち有価証券	前連結会計年度	472,626	6,307	1.33
りら有価証分	当連結会計年度	531,534	5,716	1.07
うちコールローン及び買	前連結会計年度	20,219	2	0.01
入手形	当連結会計年度	4,547	0	0.01
うち預け金	前連結会計年度	229,483	219	0.09
プログロ	当連結会計年度	524,405	657	0.12
資金調達勘定	前連結会計年度	3,923,514	1,436	0.03
貝並酮廷副足	当連結会計年度	4,279,991	1,110	0.02
うち預金	前連結会計年度	3,690,581	1,334	0.03
プログロ	当連結会計年度	3,892,656	1,025	0.02
うち譲渡性預金	前連結会計年度	85,302	21	0.02
プロ酸版注点並	当連結会計年度	95,540	15	0.01
うちコールマネー及び売	前連結会計年度	33,556	7	0.02
渡手形	当連結会計年度	62,386	4	0.00
うち借用金	前連結会計年度	121,481	74	0.06
ノシ旧の並	当連結会計年度	236,349	68	0.02

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の国内連結子会社に ついては、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
  - 2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度208,890百万円、当連結会計年度49,521百万円) を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度7,668百万円、当連結会計年度7,335百万円)及び利息(前連結会計年度2百万円、当連結会計年度1百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
  - 3.( )内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

#### 国際業務部門

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は、貸出金の増加等により前連結会計年度比20,987百万円増加して325,596百万円、資金調達勘定の平均残高は、同21,762百万円増加して324,590百万円となりました。資金運用勘定の利回りは、有価証券利回りの低下等により同0.14%ポイント低下して1.21%、資金調達勘定の利回りは、預金利回りの低下等により同0.03%ポイント低下して0.04%となりました。また、資金運用勘定の利息額は3,943百万円、資金調達勘定の利息は157百万円となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
<b>个里</b> 哭貝	机加	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	304,609	4,142	1.35
貝並進用刨足	当連結会計年度	325,596	3,943	1.21
うち貸出金	前連結会計年度	120,456	1,693	1.40
プラ貝山並	当連結会計年度	145,933	1,877	1.28
うち商品有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	176,228	2,441	1.38
	当連結会計年度	169,324	2,057	1.21
うちコールローン及び買 入手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	前連結会計年度	-	-	-
J 51RIV III	当連結会計年度	-	-	-
次人知法协宁	前連結会計年度	(232,531) 302,828	(131) 238	0.07
資金調達勘定	当連結会計年度	(283,153) 324,590	(121) 157	0.04
うち預金	前連結会計年度	59,531	65	0.11
プロ頂並	当連結会計年度	41,281	37	0.09
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
ノ つ成版 江京立	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー及び売	前連結会計年度	10,656	39	0.37
渡手形	当連結会計年度	-	-	-
うち借用金	前連結会計年度	-	-	-
ノシ旧爪並	当連結会計年度	-	-	-

- (注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前連結会計年度103百万円、当連結会計年度39百万円)を控除 して表示しております。
  - 2.()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。
  - 3. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方法)により算出しております。

合計

種類	<del>V</del> 0 Dil	平均残高	利息	到回口(~)
性疾 	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	利回り(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	3,898,735	47,919	1.22
貝並 <b>進</b> 用	当連結会計年度	4,399,815	48,023	1.09
- 上代山人	前連結会計年度	2,991,424	38,934	1.30
うち貸出金	当連結会計年度	3,158,610	39,573	1.25
5.七辛口左/[##]**	前連結会計年度	486	2	0.52
うち商品有価証券	当連結会計年度	487	2	0.45
5.4.4.T.*	前連結会計年度	648,854	8,749	1.34
うち有価証券	当連結会計年度	700,859	7,774	1.10
うちコールローン及び買	前連結会計年度	20,219	2	0.01
入手形	当連結会計年度	4,547	0	0.01
ことではる	前連結会計年度	229,483	219	0.09
うち預け金	当連結会計年度	524,405	657	0.12
次合词诗协宁	前連結会計年度	3,993,811	1,543	0.03
資金調達勘定	当連結会計年度	4,321,428	1,146	0.02
<b>三十</b> 茲 <b>今</b>	前連結会計年度	3,750,113	1,400	0.03
うち預金	当連結会計年度	3,933,937	1,062	0.02
こと語法性否合	前連結会計年度	85,302	21	0.02
うち譲渡性預金	当連結会計年度	95,540	15	0.01
うちコールマネー及び売	前連結会計年度	44,212	32	0.07
渡手形	当連結会計年度	62,386	4	0.00
<b>ネナ</b> 供田今	前連結会計年度	121,481	74	0.06
うち借用金	当連結会計年度	236,349	68	0.02

<sup>(</sup>注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度208,994百万円、当連結会計年度49,560百万円) を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度7,668百万円、当連結会計年度7,335百万円)及び利息(前連結会計年度2百万円、当連結会計年度1百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

<sup>2.</sup> 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は相殺して記載しております。

## (3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は、預金・貸出金に関する手数料の増加等により前連結会計年度比1,185百万円増加して10,453百万円となりました。また、役務取引等費用については、為替業務に関する手数料の減少等により同191百万円減少して4,019百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計	
/里天貝 	ガか	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	
<b>设務取引等収益</b>	前連結会計年度	9,223	45	9,268	
技術取引等収益	当連結会計年度	10,403	50	10,453	
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	2,660	-	2,660	
プラ質並・負山未務	当連結会計年度	3,940	1	3,940	
うち為替業務	前連結会計年度	1,665	42	1,708	
りり付首未依	当連結会計年度	1,557	45	1,602	
うち証券関連業務	前連結会計年度	839	-	839	
プロ証が関ビ来物	当連結会計年度	1,826	1	1,826	
うち代理業務	前連結会計年度	141	-	141	
プラベ注条物	当連結会計年度	403	-	403	
うち保護預り・貸金庫業	前連結会計年度	81	-	81	
務	当連結会計年度	73	-	73	
うち保証業務	前連結会計年度	124	3	128	
りら休証未依	当連結会計年度	149	4	154	
役務取引等費用	前連結会計年度	4,187	22	4,210	
仅伤以引守复用   	当連結会計年度	3,992	27	4,019	
うち為替業務	前連結会計年度	278	22	301	
プロ河目未分	当連結会計年度	196	27	224	

<sup>(</sup>注) 海外店はないため、国内業務部門と国際業務部門に区分して開示しております。国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

## (4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計	
(生 <del>光</del> )	#17 かり 	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	
預金合計	前連結会計年度	3,793,311	33,980	3,827,292	
	当連結会計年度	3,907,982	40,660	3,948,642	
うち流動性預金	前連結会計年度	2,033,335	-	2,033,335	
	当連結会計年度	2,155,737	-	2,155,737	
5.七字如此落今	前連結会計年度	1,751,206	-	1,751,206	
うち定期性預金	当連結会計年度	1,747,549	-	1,747,549	
うちその他	前連結会計年度	8,770	33,980	42,750	
75CON	当連結会計年度	4,694	40,660	45,355	
<b> </b>	前連結会計年度	68,979	-	68,979	
譲渡性預金 	当連結会計年度	113,501	-	113,501	
松合計	前連結会計年度	3,862,291	33,980	3,896,271	
総合計 	当連結会計年度	4,021,483	40,660	4,062,144	

- (注) 1.海外店はないため、国内業務部門と国際業務部門に区分して開示しております。国内業務部門は円建取引、 国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
  - 2 . 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
  - 3.定期性預金=定期預金+定期積金

## (5) 国内・海外別貸出金残高の状況 業種別貸出状況 (末残・構成比)

米ほの	前連結会計學	F度	当連結会計年度			
業種別	金 額(百万円)	構成比(%)	金 額(百万円)	構成比(%)		
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	3,083,708	100.00	3,229,950	100.00		
製造業	176,201	5.71	176,028	5.44		
農業,林業	8,131	0.26	8,298	0.25		
漁業	3,157	0.10	2,819	0.08		
鉱業,採石業,砂利採取業	6,819	0.22	6,990	0.21		
建設業	174,109	5.64	184,712	5.71		
電気・ガス・熱供給・水道業	46,122	1.49	48,486	1.50		
情報通信業	18,182	0.58	18,749	0.58		
運輸業,郵便業	251,271	8.14	284,069	8.79		
卸売業,小売業	229,317	7.43	241,846	7.48		
金融業,保険業	66,149	2.14	67,571	2.09		
不動産業,物品賃貸業	863,024	27.98	923,369	28.58		
各種サービス業	398,160	12.91	407,620	12.62		
地方公共団体	121,956	3.95	110,412	3.41		
その他	721,103	23.38	748,975	23.18		
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-		
政府等	-	-	-	-		
金融機関	-	-	-	-		
その他	-		-	-		
合計	3,083,708	-	3,229,950	-		

外国政府等向け債権残高(国別) 該当事項はありません。

## (6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況 有価証券残高 (末残)

4手*五	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
種類	州が	金額 (百万円)	金額(百万円)	金額 (百万円)
国債	前連結会計年度	72,507	-	72,507
	当連結会計年度	70,817	-	70,817
+44 + 14 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 -	前連結会計年度	149,678	•	149,678
地方債	当連結会計年度	168,930	-	168,930
<i>κ</i> = ₩0 ウ↓ /≢	前連結会計年度	-	-	-
短期社債 	当連結会計年度	-	-	-
<b>→</b> /连	前連結会計年度	158,437	-	158,437
社債	当連結会計年度	136,427	-	136,427
±#. <del>-  *</del>	前連結会計年度	49,884	-	49,884
株式	当連結会計年度	45,988	-	45,988
スの他の証券	前連結会計年度	99,412	169,566	268,979
その他の証券	当連結会計年度	125,548	180,176	305,725
	前連結会計年度	529,921	169,566	699,488
合計	当連結会計年度	547,712	180,176	727,889

<sup>(</sup>注) 1.海外店はないため、国内業務部門と国際業務部門に区分して開示しております。国内業務部門は円建取引、 国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

<sup>2.「</sup>その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

## (自己資本比率の状況)

### (参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

### 連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

令和4年3月3				
1.連結自己資本比率(2/3)	8.84			
2.連結における自己資本の額	2,414			
3. リスク・アセットの額	27,314			
4 . 連結総所要自己資本額	1,092			

#### (資産の査定)

#### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

### 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った 債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3.要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

## 4.正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権 以外のものに区分される債権をいう。

#### 資産の査定の額

	株式会社徳	島大正銀行	株式会社香川銀行			
債権の区分	令和3年3月31日	令和4年3月31日	令和3年3月31日	令和4年3月31日		
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)		
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	52	46	58	62		
危険債権	168	200	195	183		
要管理債権	責権 27		30	15		
正常債権	17,428	18,207	13,492	14,165		

### 4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

# 第3【設備の状況】

## 1【設備投資等の概要】

当社グループは、総合金融サービスの充実・強化を狙いとして、銀行業を中心に総額1,852百万円の設備投資を行いました。

銀行業においては、徳島大正銀行の大阪地区の拠点ビル等、営業店舗の新築改修等に1,749百万円の設備投資を行っております。

リース業においては30百万円の設備投資を行っております。

また、当連結会計年度において、営業上重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、撤去等はありません。

## 2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(令和4年3月31日現在)

	会社名	   店舗名   その他	     所在地	セグメントの	設備の	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業 員数
		ての他		名称	名称 内容	(面積㎡)		帳簿価	額(百)	5円)		(人)
当社	トモニホー ルディング ス㈱	本社	香川県	その他	本社	-	1	5	4	-	9	35
	本店 他56支店 4 出張所	徳島県	銀行業	店舗	51,798.97 (13,433.49)	5,477	4,831	445	60	10,814	656	
		高松支店 他 1 店	香川県	銀行業	店舗	745.97	329	5	5	-	341	12
		高知支店	高知県	銀行業	店舗	512.91	238	169	2	-	410	16
		松山支店 他 1 店	愛媛県	銀行業	店舗	1,233.16	325	81	12	-	420	24
		大阪支店 他21店 4 出張所	大阪府	銀行業	店舗	4,354.13 (281.79)	1,461	2,019	221	-	3,701	288
連結 子会 社	株 株 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	神戸支店 他 6 店 2 出張所	兵庫県	銀行業	店舗	3,810.66 (409.39)	405	365	31	-	802	65
		京都支店 他1店	京都府	銀行業	店舗	1	-	0	3	1	3	11
		東京支店 他 3 店	東京都	銀行業	店舗	1	1	46	14	-	61	38
		事務集中 センター	徳島県	銀行業	事務セ ンター	2,367.66	217	134	18	-	370	-
		大阪地区 センター	大阪府	銀行業	事務セ ンター	-	-	20	14	-	35	-
		研修会館	徳島県	銀行業	研修所	6,207.07	571	547	1	-	1,120	-
		寮・社宅	徳島県 他	銀行業	寮・社 宅	1,528.61	160	102	0	-	262	-

	会社名	   店舗名   その他	所在地	セグメントの	設備の 内容	 土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業 員数
		その他		名称	四合	(面積㎡)		帳簿価額(百万円)				(人)
		本店 他51支店 6 出張所	香川県	銀行業	店舗	46,534.83 (5,764.94)	3,207	6,781	277	248	10,514	581
		松山支店 他10店	愛媛県	銀行業	店舗	11,033.87 (4,614.81)	753	871	25	15	1,666	97
		徳島支店 他1店	徳島県	銀行業	店舗	1,921.87 (1,309.35)	52	189	7	6	254	13
		高知支店	高知県	銀行業	店舗	578.41 (333.12)	65	14	1	0	82	13
	( <del>**) **</del> 111 <del>(**)</del> **	岡山支店 他 7 店	岡山県	銀行業	店舗	8,207.30 (1,297.22)	782	300	19	28	1,131	98
	㈱香川銀行	福山支店	広島県	銀行業	店舗	842.41	61	1	0	1	64	10
		大阪支店 他4店	大阪府	銀行業	店舗	2,492.85 (1,561.07)	419	96	18	6	540	73
		東京支店 他 2 店	東京都	銀行業	店舗	743.81 (743.81)	,	61	17	-	78	31
		事務 センター	香川県	銀行業	事務セ ンター	2,394.59	504	911	117	-	1,532	59
連結子会		寮・社宅	香川県 他	銀行業	寮・社 宅	10,586.92	732	516	-	-	1,248	-
社		その他の 設備	香川県 他	銀行業	その他 の設備	3,706.50	136	1	18	-	156	-
	トモニ システム サービス㈱	本社他	香川県他	その他	本社	-	-	-	74	-	74	72
	株)徳銀 ビジネス サービス	本社	徳島県	その他	本社	-	-	-	-	-	-	4
	香川ビジネ スサービス (株)	本社	香川県	その他	本社	,	1	14	1	8	24	28
	トモニリー ス(株)	本社 他 4 営業 所	香川県他	リース 業	本社	-	-	1	41	-	42	26
	トモニ カード(株)	本社他	徳島県 他	その他	本社	-	1	1	11	-	13	14
	(株)徳銀 キャピタル	本社	徳島県	その他	本社	-	-	2	2	-	4	-
	大正信用保 証(株)	本社	大阪府	その他	本社	-	ı	1	-	-	1	-

- - 2. 従業員数は、就業人員数であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
  - 3.銀行業を営む連結子会社の店舗外現金自動設備206か所は、上記に含めて記載しております。

# 3【設備の新設、除却等の計画】

## (1)新設・改修等

会社名	店舗名	所在地		セグメント の名称	設備の 内容	投資予 (百万	定金額 5円)	資金調達 方法	着手年月	完成予定 年月
その他 その他	ての他			の名称	内台	総額	既支払額	刀広		+/7
(株)香川銀行	46.41年作	香川県	新設	銀行業	店舗	248	170	自己資金	令和3年	令和4年
(水)百川取1」	川銀行 坂出支店 坂出市	机取		卢丽	240	170	日し貝立	10月	4月	

## (2) 売却・除却等

会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	除却予定年月
㈱徳島大正銀行	旧本店	徳島県徳島市	銀行業	旧本店建物	1	令和 4 年11月

# 第4【提出会社の状況】

# 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	476,000,000
計	476,000,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (令和4年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和 4 年 6 月28日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	163,728,911	163,728,911	東京証券取引所 市場第一部(事業年度末現在) プライム市場(提出日現在)	単元株式数は100株で あります。
計	163,728,911	163,728,911	-	-

## (2)【新株予約権等の状況】

### 【ストックオプション制度の内容】

## 平成23年6月29日取締役会決議

一十九25千0万25日秋河区云八城		
	事業年度末現在 (令和4年3月31日)	提出日の前月末現在 (令和4年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行及び株式会社 香川銀行の全取締役21名	同左
新株予約権の数(個)	1,834 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の 種類、内容及び数(株)	普通株式 183,400 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月26日~平成53年7月25日	同左
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額	発行価格 318円 資本組入額は、会社計算規則第17条第 1項に基づき算出される資本金増加限度 額の2分の1の金額とし、計算の結果1 円未満の端数が生じたときは、その端数 を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項	(注) 4	同左

## 平成24年6月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (令和4年3月31日)	提出日の前月末現在 (令和4年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行及び株式会社 香川銀行の全取締役21名	同左
新株予約権の数(個)	2,192 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の 種類、内容及び数(株)	普通株式 219,200 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月24日~平成54年7月23日	同左
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額	発行価格 271円 資本組入額は、会社計算規則第17条第 1項に基づき算出される資本金増加限度 額の2分の1の金額とし、計算の結果1 円未満の端数が生じたときは、その端数 を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項	(注)4	同左

## 平成25年6月27日取締役会決議

十成23年0月27日取締役云次議		
	事業年度末現在 (令和4年3月31日)	提出日の前月末現在 (令和4年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行及び株式会社 香川銀行の全取締役22名	同左
新株予約権の数(個)	2,149 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の 種類、内容及び数(株)	普通株式 214,900 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年7月25日~平成55年7月24日	同左
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額	発行価格 354円 資本組入額は、会社計算規則第17条第 1項に基づき算出される資本金増加限度 額の2分の1の金額とし、計算の結果1 円未満の端数が生じたときは、その端数 を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項	(注) 4	同左

## 平成26年6月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (令和4年3月31日)	提出日の前月末現在 (令和4年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行及び株式会社 香川銀行の取締役22名	同左
新株予約権の数(個)	1,712 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の 種類、内容及び数(株)	普通株式 171,200 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年7月25日~平成56年7月24日	同左
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額	発行価格 386円 資本組入額は、会社計算規則第17条第 1項に基づき算出される資本金増加限度 額の2分の1の金額とし、計算の結果1 円未満の端数が生じたときは、その端数 を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項	(注)4	同左

### 平成27年6月26日取締役会決議

平成27年6月26日取締伐云决議		
	事業年度末現在 (令和4年3月31日)	提出日の前月末現在 (令和4年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行及び株式会社 香川銀行の取締役22名	同左
新株予約権の数(個)	1,310 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の 種類、内容及び数(株)	普通株式 131,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円	同左
新株予約権の行使期間	平成27年7月24日~平成57年7月23日	同左
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額	発行価格 531円 資本組入額は、会社計算規則第17条第 1項に基づき算出される資本金増加限度 額の2分の1の金額とし、計算の結果1 円未満の端数が生じたときは、その端数 を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項	(注)4	同左

## 平成28年6月28日取締役会決議

	事業年度末現在	提出日の前月末現在
	(令和4年3月31日)	(令和4年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行、株式会社香 川銀行及び株式会社大正銀行の取締役31 名	同左
新株予約権の数(個)	4,064 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の 種類、内容及び数(株)	普通株式 406,400 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円	同左
新株予約権の行使期間	平成28年7月22日~平成58年7月21日	同左
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額	発行価格 311円 資本組入額は、会社計算規則第17条第 1項に基づき算出される資本金増加限度 額の2分の1の金額とし、計算の結果1 円未満の端数が生じたときは、その端数 を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項	(注) 4	同左

## 平成29年6月28日取締役会決議

一十九23千0万20日轨制及云八锅		
	事業年度末現在 (令和4年3月31日)	提出日の前月末現在 (令和4年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行、株式会社香 川銀行及び株式会社大正銀行の取締役31 名	同左
新株予約権の数(個)	2,664 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の 種類、内容及び数(株)	普通株式 266,400 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円	同左
新株予約権の行使期間	平成29年7月21日~平成59年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額	発行価格 490円 資本組入額は、会社計算規則第17条第 1項に基づき算出される資本金増加限度 額の2分の1の金額とし、計算の結果1 円未満の端数が生じたときは、その端数 を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項	(注)4	同左

## 平成30年6月27日取締役会決議

	事業年度末現在	提出日の前月末現在
	(令和4年3月31日)	(令和4年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行、株式会社香 川銀行及び株式会社大正銀行の取締役31 名	同左
新株予約権の数(個)	3,512 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の 種類、内容及び数(株)	普通株式 351,200 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円	同左
新株予約権の行使期間	平成30年7月26日~平成60年7月25日	同左
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額	発行価格 439円 資本組入額は、会社計算規則第17条第 1項に基づき算出される資本金増加限度 額の2分の1の金額とし、計算の結果1 円未満の端数が生じたときは、その端数 を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項	(注) 4	同左

## 令和元年6月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (令和4年3月31日)	提出日の前月末現在 ( 令和 4 年 5 月31日 )
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行、株式会社香 川銀行及び株式会社大正銀行の取締役29 名	同左
新株予約権の数(個)	4,756 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の 種類、内容及び数(株)	普通株式 475,600 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円	同左
新株予約権の行使期間	令和元年7月25日~令和31年7月24日	同左
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額	発行価格 315円 資本組入額は、会社計算規則第17条第 1項に基づき算出される資本金増加限度 額の2分の1の金額とし、計算の結果1 円未満の端数が生じたときは、その端数 を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項	(注)4	同左

## 令和2年6月24日取締役会決議

	事業年度末現在 (令和4年3月31日)	提出日の前月末現在 (令和4年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島大正銀行及び株式 会社香川銀行の取締役30名	同左
新株予約権の数(個)	6,034 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の 種類、内容及び数(株)	普通株式 603,400 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円	同左
新株予約権の行使期間	令和 2 年 7 月27日 ~ 令和32年 7 月26日	同左
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額	発行価格 303円 資本組入額は、会社計算規則第17条第 1項に基づき算出される資本金増加限度 額の2分の1の金額とし、計算の結果1 円未満の端数が生じたときは、その端数 を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項	(注)4	同左

## 令和3年6月29日取締役会決議

令和 3 年 6 月29日取締伐云决議		
	事業年度末現在 (令和4年3月31日)	提出日の前月末現在 (令和4年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島大正銀行及び株式 会社香川銀行の取締役28名	同左
新株予約権の数(個)	5,890 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の 種類、内容及び数(株)	普通株式 589,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円	同左
新株予約権の行使期間	令和 3 年 7 月26日 ~ 令和33年 7 月25日	同左
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額	発行価格 247円 資本組入額は、会社計算規則第17条第 1項に基づき算出される資本金増加限度 額の2分の1の金額とし、計算の結果1 円未満の端数が生じたときは、その端数 を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項	(注)4	同左

#### 令和4年6月28日取締役会決議

マ州4年0月20日玖沛仅云次俄	
	提出日現在 (令和4年6月28日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島大正銀行及び株式 会社香川銀行の取締役24名
新株予約権の数(個)	4,776 (注)1
新株予約権の目的となる株式の 種類、内容及び数(株)	普通株式 477,600 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間	令和 4 年 7 月22日 ~ 令和34年 7 月21日
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額	発行価格 未定 資本組入額は、会社計算規則第17条第 1項に基づき算出される資本金増加限度 額の2分の1の金額とし、計算の結果1 円未満の端数が生じたときは、その端数 を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項	(注) 4

## (注)1.新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株

2.新株予約権の目的となる株式の数

当社が普通株式の株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 分割又は併合の比率

また、割当日後に当社が合併又は株式分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数を適切に調整されるものとする。

3.新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社並びに当社の子会社である株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行のいずれの取締役の地位も喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

- イ.相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ.相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- 八.相続承継人は、前記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了 時から2か月以内に限り新株予約権を行使することができる。
- 4.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日におい て残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イか らホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予 約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権 を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)2に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新 株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を 行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定す る。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。 新株予約権の取得に関する事項

- イ.新株予約権者が権利行使をする前に、前記(注)3の定め又は新株予約権割当契約書の定めにより新株 予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を 無償で取得することができる。
- 口.当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会(株主総会が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

## 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成28年4月1日 (注)	11,294	163,728	-	25,000	3,760	10,010

(注) 平成28年4月1日を効力発生日とする株式会社大正銀行との株式交換により、発行済株式総数が11,294千株及 び資本準備金残高が3,760百万円増加しております。

## (5)【所有者別状況】

## 令和4年3月31日現在

		株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株
区分	政府及び 地方公共			金融商品 その他の		法人等	個人その	計	単元不凋休   式の状況   (株)
	団体	立門出作人	┃取引業者┃法人		個人以外個人		他	可	(1747)
株主数(人)	-	33	28	1,426	161	7	7,603	9,258	-
所有株式数 (単元)	1	490,725	26,407	479,909	202,080	61	436,666	1,635,848	144,111
所有株式数の 割合(%)	-	29.99	1.61	29.33	12.35	0.00	26.69	100.00	-

- (注) 1. 自己株式2,133,104株は「個人その他」に21,331単元、「単元未満株式の状況」に4株含まれております。
  - 2.従業員持株ESOP信託が所有する当社株式891,600株は「金融機関」に8,916単元含めて記載しております。 なお、当該株式は連結財務諸表上及び財務諸表上、自己株式として処理しております。
  - 3.上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ50単元及び50株含まれております。

## (6)【大株主の状況】

令和4年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自 己株式を除 く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	20,840	12.89
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	11,071	6.85
トモニホールディングス従業員持株 会	香川県高松市亀井町7番地1	6,767	4.18
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491 - 100	4,938	3.05
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エ ヌ・エイ東京支店)	PALISADES WEST 6300,BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	3,172	1.96
株式会社日本カストディ銀行(信託 口4)	東京都中央区晴海1丁目8-12	3,120	1.93
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	2,643	1.63
日本八ム株式会社	大阪府大阪市北区梅田2丁目4-9	2,556	1.58
STATE STREET BANK WEST CLIENT- TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15 - 1 品川インターシティA棟)	2,330	1.44
住友生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カスト ディ銀行)	東京都中央区築地7丁目18-24 (東京都中央区晴海1丁目8-12)	1,914	1.18
計	-	59,353	36.73

<sup>(</sup>注) 上記のほか、当社所有の自己株式2,133千株があります。

発行済株式の総数から除く自己株式には、従業員持株ESOP信託が所有する当社株式891千株は含まれておりません。

# (7)【議決権の状況】 【発行済株式】

令和4年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	ı	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	1	-	-
議決権制限株式(その他)	1	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,133,100	-	単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 161,451,700	1,614,517	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 144,111	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	163,728,911	-	-
総株主の議決権	-	1,614,517	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、従業員持株ESOP信託が所有する当社株式891,600株(議決権の数8,916個)及び株式会社証券保管振替機構名義の株式が5,000株(議決権の数50個)含まれております。

# 【自己株式等】

令和4年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
(自己保有株式) トモニホールディングス株 式会社	香川県高松市亀井町 7番地1	2,133,100	1	2,133,100	1.30
計	-	2,133,100	-	2,133,100	1.30

(注) 上記のほか、従業員持株ESOP信託が所有する当社株式891,600株を連結財務諸表上及び財務諸表上、自己株式 として処理しております。

#### (8)【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、令和元年9月3日開催の取締役会において、当社グループ従業員の福利厚生の充実及び当社グループの中長期的な企業価値の向上を目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」(以下「ESOP信託」といいます。)の導入を決議し、同年11月12日開催の取締役会において、ESOP信託の設定時期、導入期間等の詳細について決定いたしました。

#### 1.ESOP信託導入の目的

当社は、平成24年11月より平成29年11月まで、ESOP信託を導入しておりましたが、今般、当社グループの成長を支える従業員に対する福利厚生制度を引き続き充実させるとともに、トモニホールディングス「第4次経営計画」の下で、当社グループの業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、意欲的な業務遂行を通じて、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、ESOP信託を再導入するものであります。

#### 2.ESOP信託の概要

ESOP信託とは、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充(福利厚生制度の拡充)を図る目的を有するものであります。

当社が「トモニホールディングス従業員持株会」(以下「当社持株会」という。)に加入する従業員のうちー定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後数年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、あらかじめ定める取得期間中に取得いたします。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当社株式の議決権を当社持株会の議決権割合に応じて行使いたします。なお、信託終了時において、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。また、株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

## 3.信託契約の内容

信託の種類 特定単独運用の金銭信託(他益信託)

信託の目的 当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従

業員に対する福利厚生制度の拡充

委託者 当社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

受益者 当社持株会加入者のうち受益者要件を充足する者

信託管理人 当社と利害関係のない第三者

信託契約日 令和元年11月15日

信託の期間 令和元年11月15日~令和5年12月27日

議決権行使 受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社

株式の議決権を行使します。

取得株式の種類 当社普通株式 取得株式の総額 1,299百万円

株式の取得期間 令和元年11月21日~令和元年12月11日 株式の取得方法 取引所市場より取得(ToSTNeTを含む)

# 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の 取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

## (2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(令和3年6月15日)での決議状況 (取得期間 令和3年6月16日)	679,900	202,610,200
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	679,900	202,610,200
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(令和4年6月21日)での決議状況 (取得期間 令和4年6月22日)	511,000	158,410,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	511,000	158,410,000
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

# (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)	
当事業年度における取得自己株式	785	245,904	
当期間における取得自己株式	122	39,934	

(注) 「当期間における取得自己株式」には、令和4年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式 の買取り請求により取得した株式は含まれておりません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	当事業	<b>美年度</b>	当期間		
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-	
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-	
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移 転を行った取得自己株式	-	1	,	-	
その他(単元未満株式の買増請求)	-	-	-		
その他 (新株予約権の権利行使)	426,200	156,415,400	-	-	
保有自己株式数	2,133,104	-	2,644,226	-	

(注) 当期間における「保有自己株式数」には、令和4年6月21日付の取締役会決議に基づき取得した株式511,000 株を含み、令和4年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り請求により取得した株式数は含まれておりません。

なお、上記のほか、従業員持株ESOP信託が所有する当社株式891,600株を連結財務諸表上及び財務諸表上、自己株式として処理しております。

## 3【配当政策】

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけたうえで、経営体質の一層の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。このような観点から、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の配当金につきましては、上記方針に基づき1株当たり9円(うち中間配当金4.5円)の配当を実施することを決定いたしました。

内部留保資金につきましては、金融機関を取巻く厳しい経営環境に対応すべく、コスト競争力を高めるとともに、 お客さまのニーズに即応する金融サービス提供のために有効に投資してまいりたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)
令和 3 年11月12日 取締役会決議	727	4.50
令和 4 年 6 月28日 定時株主総会決議	727	4.50

(注) 令和3年11月12日の取締役会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株ESOP信託に対する配当金6百万円を含めております。また、令和4年6月28日の定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、従業員持株ESOP信託に対する配当金4百万円を含めております。

# 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

## (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、グループ経営ビジョンに基づき、銀行持株会社として、当社グループ全体の健全かつ適切な運営を確保するため、当社の中核子会社である銀行子会社を中心とした子会社の経営管理を行い、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っていきます。

<グループ経営ビジョン(目指すべき金融グループの姿)>

「お客さま第一主義」 お客さま第一主義の経営を徹底し、それぞれのお客さまのニーズに応じた最良の

金融サービスを提供します。

「お客さまとともに成長」 地域において持続的安定的な金融仲介機能を発揮し、地域のお客さまとともに成

長し続けます。

「信頼と安心の経営」 グループとしてより強固な経営基盤を構築し、お客さまから信頼され安心して末

長くおつきあいいただく存在になります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

#### イ.企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社を採用しており、コーポレートガバナンス体制の主たる機関として取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに、その補完機関としてコーポレートガバナンス委員会や経営会議などを設置しております。

## (取締役会)

取締役会は、12名の取締役(うち4名は監査等委員である取締役)で構成され、原則として毎月2回開催し、当社及び当社が経営管理を行う子会社等の経営の基本方針、法令で定められた事項やリスク管理・コンプライアンス等その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行状況を監督しております。なお、当社は、定款において、会社法第370条の要件(取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意した場合)を充たしたとき、取締役会の決議があったものとみなすこと、また、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することができる旨を定めております。

なお、取締役12名のうち4名(うち監査等委員である取締役3名)が社外取締役であります。

## (監査等委員会)

監査等委員会は、社内取締役1名及び社外取締役3名で構成され、原則として毎月1回の開催としております。また、監査等委員会は、監査等委員会による監査等の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を1名選定するとともに、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くことにより監査等委員会への情報提供等が速やかになされる体制をとっております。

監査等委員会は、監査等委員会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務執行の監査及び 監督を行うほか、重要な会議への出席、業務・財産の状況の調査等を通じて監査・監督業務の実効性の向上を 図っております。また、監査等委員会は、内部統制部門等と緊密な連携を保ち、監査等委員会による監査・監 督機能の強化及び監査・監督活動等における実効性の向上を図っております。

#### (会計監査人)

当社は、会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人と監査契約を結んでおり、会計監査を委託しております。会計監査人は、監査項目、監査体制、監査スケジュールを内容とする監査計画を立案し、第1四半期から第3四半期までの四半期ごとに四半期レビュー報告会を、また期末には期末決算に関する会計監査報告会を開催し、監査等委員会に対して報告しております。なお、以上の報告会には、経理を主管する経営企画部長が参加しております。

## (コーポレートガバナンス委員会)

コーポレートガバナンス委員会は、取締役会の実効性向上及び指名・報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図るため、取締役会の実効性向上に関する事項、社長(CEO)等の経営陣幹部や取締役候補者の指名プロセスの適切性等及び報酬等の決定プロセスの適切性の検証に関する事項を審議しております。また、コーポレートガバナンス委員会は、代表取締役全員(3名)及び独立社外取締役全員(4名)で構成し、構成員の過半数を独立社外取締役とするとともに、筆頭独立社外取締役を委員長としております。(経営会議)

常務取締役以上の役付取締役により構成される経営会議は、原則として毎月2回開催し、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて、全般的執行方針を確立するため、経営に関する重要事項に係る各施策の方向性について協議し、あわせて業務執行の全般的統制を図るとともに、取締役会から委任を受けた事項等について決議を行っております。

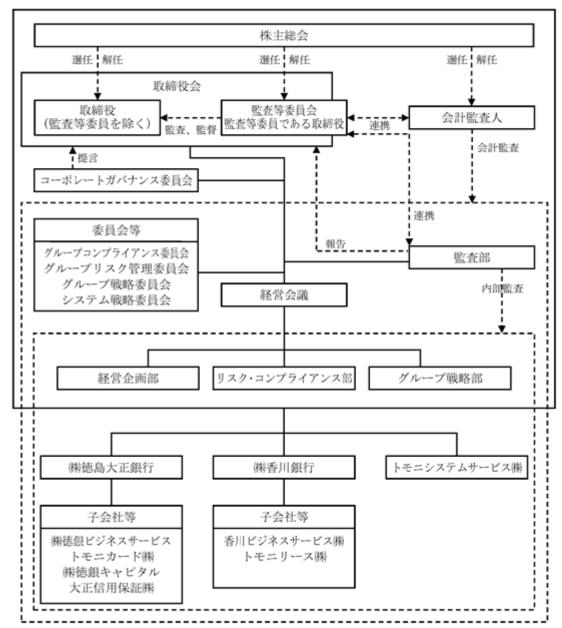
なお、経営会議には常勤の監査等委員が出席し、適切に意見申述を行っております。 (機関ごとの構成員)

各機関ごとの構成員は、次のとおりであります。( は議長又は委員長、 はオブザーバーを表す。)

役職名	氏名	 名	取締役会	監査等委員会	コーポレートガ バナンス委員会	経営会議
代表取締役社長兼 CEO(最高経営責任 者)	中村	武				
代表取締役副社長	山田	径男			0	
代表取締役副社長	板東	豊彦			0	
常務取締役	藤井	仁三				
常務取締役	小田	寛明				
常務取締役	関	幹生				
常務取締役	山下	友規				0
取締役 (社外取締役)	白井	博雄				
取締役監査等委員	横手	俊夫				
取締役監査等委員 (社外取締役)	大平	昇				
取締役監査等委員 (社外取締役)	橋本	潤子				
取締役監査等委員 (社外取締役)	桑島	洋輔				

#### (コーポレートガバナンスの体制図)

当社のコーポレートガバナンスの体制図は、次のとおりとなります。



# 口. 当該体制を採用する理由

当社が企業統治の体制として監査等委員会設置会社を採用した理由は、以下のとおりであります。

(1) 取締役会の監督機能の強化

取締役会の監督機能の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役を複数名置くことで、業務執行と監督の分離を図りつつ、当該社外取締役が、監査を担うとともに、代表取締役の選定・解職等の決定への関与を通じて、監督機能を果たすことが可能である。

(2) 内部統制システムを活用した監査の実施

ー層グローバル化・複雑化する経営環境の中で、監査手法が実査などの直接的な監査ではなく、内部監査部門、コンプライアンス部門、会計監査人等との連携による内部統制システムを活用した間接的な監査を実施することが可能である。

#### 企業統治に関するその他の事項

#### イ.内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び連結子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という。)の業務の適正を確保するための体制を整備するため、以下のとおり「内部統制基本方針」を制定しております。

## 「内部統制基本方針」

## (1) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループの経営管理体制

取締役会は、グループ経営ビジョンに基づき、当社グループの事業を統括する持株会社として、当社グループの経営管理に関するグループ会社管理規程を制定するほか、リスク管理、コンプライアンス、内部 監査等、各事項ごとに、経営管理のための方針等を制定し、経営管理体制を整備する。

## グループ経営管理契約の締結

取締役会は、当社が直接的に経営管理する子会社とグループ経営管理契約を締結することなどにより、 子会社から適時に業務及び財務の状況その他重要な情報の報告を受け、子会社の統括的な経営管理を行 う。また、当社の子会社以外のグループ会社の経営管理は、子会社を通じて行い、当社は、必要に応じて 指導・助言を行う。

財務報告に係る内部統制基本方針の制定

取締役会は、当社グループの財務報告に係る内部統制基本方針を制定し、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

#### 自己資本管理方針の制定

取締役会は、自己資本の充実により、グループ全体の業務の健全かつ適切な運営及び経営体質の一層の 強化を図るため、自己資本管理方針を制定し、管理態勢を構築する。

#### グループ内取引等に関する管理

取締役会は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応等を行うとともに、リスクの移転により、個々のグループ内会社では対応できないリスクの波及が生じ、グループの業務の健全性に重大な影響を及ぼす可能性があることを十分に認識し、グループとして適切な管理を行う。

#### お客さま本位の業務運営に関する基本方針の制定

取締役会は、お客さまの資産形成及び資産運用のお役に立つため、お客さま本位の業務運営に関する基本方針を制定し、当社グループは、金融商品の販売業務におけるお客さま本位の取組みを実践する。

## 内部監査体制の整備

取締役会は、内部監査部門として業務部門から独立した内部監査部署を設置し、内部監査部署は、グループ経営管理契約並びにグループ内部監査方針に基づき、当社グループ各社の業務執行状況等の監査を定期的に実施し、その適正化を図るために必要な提言等を行う。また、内部監査部署は、当社グループ各社の監査等委員会・監査役及び会計監査人との間で協力関係を構築の上、内部監査の効率的な実施に努める。

# (2) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 取締役会の設置

当社は、すべての取締役で組織する取締役会を設置する。取締役会は、原則として毎月2回開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項やリスク管理・コンプライアンス等その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行状況を監督する。

#### 法令等遵守体制の整備

取締役会は、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の最重要事項と位置づけ、法令等遵守方針・規程 等及びコンプライアンス・マニュアルの制定並びに周知を通じて、当社グループの役職員が法令等を遵守 することを確保するための体制を整備する。

## グループコンプライアンス委員会の設置

取締役会は、グループコンプライアンス委員会を設置し、グループコンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンスに関する事項について審議する。

#### コンプライアンス統括部署の設置

取締役会は、当社グループのコンプライアンス統括部署を設置し、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底、指導及びその進捗状況を一元的に管理する。

## コンプライアンス・プログラムの策定

取締役会は、事業年度ごとに、コンプライアンス態勢の構築を図ることを目的とし、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に沿って、コンプライアンスを実現するための実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定する。

内部通報規程の制定

取締役会は、内部通報規程を制定し、当社グループの役職員が社内外に設置した通報窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築する。

顧客保護等管理方針の制定

取締役会は、お客さまの保護及び利便性の向上を図るため、当社グループの顧客保護等管理方針を制定し、管理態勢を構築し、適切かつ十分なお客さまへの説明、お客さまからの相談・苦情等への対応及びお客さま情報の管理を行い、顧客保護等管理を徹底する。

反社会的勢力に対する基本方針等の制定

取締役会は、反社会的勢力等との関係を遮断するため、当社グループの反社会的勢力に対する基本方針を制定し、反社会的勢力情報管理部署を設置するとともに、反社会的勢力の情報管理に関する規程を制定する。反社会的勢力情報管理部署は、反社会的勢力に関する情報を統括管理するとともに、当社グループにおける反社会的勢力との取引を排除するための取組みを行い、研修活動の実施、対応マニュアルの整備及び外部専門機関との連携等を行う。

マネー・ローンダリング等防止方針の制定

取締役会は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止の重要性を認識し、適用となる法令等を 遵守し、適切な措置を適時に実施するため、当社グループのマネー・ローンダリング等防止方針を制定 し、機動的かつ実効的な対応を実施していくための管理態勢を構築する。

内部管理態勢の適切性と有効性の検証

内部監査部署は、当社グループのコンプライアンス態勢等を含む内部管理態勢の適切性と有効性を検証 し、その結果を定期的又は必要に応じて、当社並びに銀行子会社の取締役会及び監査等委員会に報告す る。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理

当社は、文書及び記録の管理に関する各規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を、文書又は電磁的 媒体(以下「文書等」という。)に記録し、適切に保存及び管理するものとし、取締役は、常時これらの 文書等を閲覧することができる。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ統合的リスク管理方針等の制定

取締役会は、当社グループの経営の健全性を確保し、各種リスクに見合った適正な収益を上げるため、グループ統合的リスク管理方針、グループ統合的リスク管理規程等を制定し、グループ統合的リスク管理を適正に行う。

グループリスク管理委員会の設置

取締役会は、グループリスク管理委員会を設置し、グループリスク管理委員会は、各種リスクを包括的 に認識し、リスクをその特性に応じた適正な範囲・規模に管理することにより、リスク管理に特化した具体的実践的な事項について審議する。

リスク管理統括部署の設置

取締役会は、リスク管理統括部署を設置し、リスク管理統括部署は、リスク管理の状況をモニタリング し、各種リスクを統括管理する。

危機事態における態勢の整備

取締役会は、危機時対応規程を制定し、当社グループにおいて不測の事態が発生した場合には、必要に応じて緊急対策本部を設置するなど迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める態勢を整備する。

リスク管理態勢の適切性と有効性の検証

内部監査部署は、当社グループのリスク管理態勢の適切性と有効性を検証し、その結果を定期的又は必要に応じて、当社並びに銀行子会社の取締役会及び監査等委員会に報告する。

(5) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画の策定・評価等

取締役会は、グループ経営ビジョンに基づき、経営計画を策定し、グループ全体の目指すべき姿、達成すべき目標及び業務執行の方向性を明確にするとともに、この経営計画に基づく具体的施策として、事業年度ごとの方針及び重点施策を策定し、その実施・進捗状況の評価等を適切に行う。

#### 経営会議の設置

取締役会は、経営会議を設置し、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて、全般的執行方針を確立するため経営に関する重要事項に係る各施策の方向性について協議し、あわせて業務執行の全般的統制を図るとともに、取締役会から委任を受けた事項等について決議する。

業務分掌規程及び職務権限規程の制定

取締役会は、当社グループの取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう、業務分掌 規程及び職務権限規程を制定し、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

補助使用人の配置要請

監査等委員会は、取締役会に対して、その職務を補助するため、補助使用人の配置を求めることができるものとする。

補助使用人の配置

取締役会は、前項の具体的な内容について、監査等委員会と協議の上、決定する。

補助使用人の独立性

取締役会は、補助使用人の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査等委員会と協議する等、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保する。

補助使用人に対する指示の実効性の確保

取締役会は、補助使用人への指揮命令に関し、補助使用人に対する指示の実効性の確保を定めた監査等 委員会規程を尊重するものとする。

(7) 当社グループの役職員が当社の監査等委員会に報告をするための体制

監査等委員会への報告

当社グループの役職員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行う。また、当社グループの業務執行に関し重大な法令若しくは定款等の違反又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認識した場合には、速やかに当該事実を監査等委員会に報告するものとする。

報告者の保護

当社グループは、当社グループの役職員が当該報告をしたことを理由として、報告者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わない。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員の各種会議への出席

監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議及び委員会に出席できるものとし、必要があると認めるときは意見を述べるものとする。

代表取締役との定期的な意見交換

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、当社グループが対処すべき課題や取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題等について意見交換を行う。

会計監査人等との連携

監査等委員会は、会計監査人、子会社の監査等委員会・監査役と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施する。

内部統制部門等との連携

監査等委員会は、コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門その他内部統制機能を所管する社内部署並びに内部監査部門等と緊密な連携を保ち、監査等委員会による監査・監督機能の強化及び監査・監督活動等における実効性の向上を図る。

職務の執行について生ずる費用又は債務の処理

取締役会は、監査等委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

#### ロ.リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、リスク管理態勢の強化を経営の重要課題の一つと捉え、経営の健全性と安定的かつ適切な収益を確保することを基本方針としてグループ全体の運営を行っております。

当社は、当社グループ内でのリスクの偏在又はリスクの集中等、グループ体制特有のリスクの把握、各リスクのコントロールを目的として、「グループリスク管理委員会」を設置しています。また、グループ全体のリスクを統括的に管理する部門として「リスク・コンプライアンス部」を設置し、「グループ統合的リスク管理方針」及び「グループ統合的リスク管理規程」を制定し、グループリスク管理の高度化に努めています。

銀行子会社においても、「リスク管理委員会」及び「ALM委員会」を設置してリスク状況の把握に努め、 各種リスクを統括する部門を定めてリスク管理態勢の高度化を図っています。

#### 八.子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

上記イ.(1) に記載しているとおりであります。

## 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。以下同じ。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務を行うについて善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の概要等は、以下のとおりであります。

#### イ.被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役及び監査役

#### 口.保険契約の内容の概要

## 被保険者の実質的な保険等負担割合

保険料は全額当社及び子会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

#### 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者がその職務の執行により行った行為に起因して、損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用について填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合の損害については填補されません。

#### 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

## 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とし、そのうち監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また選任決議は累積投票によらない旨、定款に定めております。

## 自己株式の取得の決定機関

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

## 中間配当金としての剰余金の配当の決定機関

当社は、中間配当金としての剰余金の配当について、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨、定款に定めております。これは、中間配当金としての剰余金の配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

## 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

# (2)【役員の状況】

役員一覧

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株 式数 (千株)
代表取締役 社長兼CEO (最高経営責任者)	中 村 武	昭和38年7月 23日生	昭和61年4月 日本銀行入行 平成10年5月 同行政策委員会室秘書課調查役 平成16年4月 同行経営企画室総務課企画役 平成19年4月 同行文書局参事役 平成21年7月 同行高松支店長 平成22年7月 同行金融機構局参事役 平成24年5月 同行業務局審議役 平成25年5月 同行業務局長 平成27年6月 同行文書局長 平成29年4月 同行过書局長 平成29年4月 司行退職 平成29年6月 当社代表取締役専務 平成30年6月 当社代表取締役	(注) 3	31
代表取締役副社長	山 田 径 男	昭和32年12月 12日生	昭和55年4月 (耕香川相互銀行(現㈱香川銀行)入行平成12年2月 同行川之江支店長平成14年2月 同行善通寺支店長平成16年2月 同行为亀支店長兼丸亀西支店長平成17年7月 同行人事研修部長 同行取締役人事研修部長平成20年6月 同行常務取締役企画本部長平成21年4月 同行常務取締役企画本部長平成24年6月 同行常務取締役管理本部長兼総務部長平成25年4月 同行常務取締役管理本部長兼総務部長平成25年4月 同行常務取締役管理本部長東25年4月 同行常務取締役(代表取締役)営業本部長中成29年6月 同行常務取締役(代表取締役)営業本部長中和2年6月 同行取締役頭取(代表取締役)(現職)令和2年6月 当社取締役副社長(現職)	(注) 3	35
代表取締役副社長	板 東 豊 彦	昭和44年 9 月 29日生	平成5年4月 (株徳島銀行(現株徳島大正銀行)入行 平成17年2月 同行洲本支店長 平成19年8月 同行東京支店長兼東京事務所長 平成21年4月 同行人事部長 平成22年6月 同行執行役員人事部長 平成23年6月 同行取締役執行役員総合企画本部長兼リスク統 本部長 同行取締役常務執行役員総合企画本部長兼リス・統括本部長 平成25年6月 同行取締役常務執行役員総合企画本部長兼審査 部長 平成26年6月 同行取締役常務執行役員総合企画本部長兼審査 部長 平成26年6月 同行常務取締役総合企画本部長兼審査本部長 平成30年6月 同行代表取締役事務本部長 令和2年1月 同行専務取締役審査本部長 令和2年4月 同行代表取締役専務 人事担当 令和2年6月 同行代表取締役頭取(現職) 令和2年6月 当社取締役副社長 (現職)	7 (注) 3	15

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株 式数 (千株)
常務取締役 経営企画部長	藤井仁三	昭和39年4月 11日生	平成9年8月 平成14年2月 平成18年7月 平成21年2月 平成22年4月 平成24年6月 平成27年8月 平成27年8月 平成28年6月	(株第一勧業銀行(現株みずほ銀行)入行 (株徳島銀行(現株徳島大正銀行)入行 同行企画部次長 同行企画部副部長 同行企画部副部長 (株徳島銀行(現株徳島大正銀行)取締役執行役員 企画部長 同行取締役人事部付部長 当社経営企画部長 (株徳島銀行(現株徳島大正銀行)取締役 当社経営企画部長 (株徳島銀行(現株徳島大正銀行)取締役 当社取締役経営企画部長 当社常務取締役経営企画部長(現職)	(注) 3	10
常務取締役 グループ戦略部長兼 地域商社的金融機能担当	小田寛明	昭和37年5月 26日生	昭和60年4月 平成17年4月 平成18年1月 平成19年5月 平成22年10月 平成24年9月 平成26年11月 平成27年6月 平成30年2月 令和元年6月	(株三和銀行(現株三菱UFJ銀行)入行 (株UFJ銀行(現株三菱UFJ銀行)枚方法人営 業部長兼枚方支店長 (株三菱東京UFJ銀行(現株三菱UFJ銀行)枚 方支社長 同行総務部秘書室(大阪)室長 同行福岡支店長 同行芦屋支店長 (株大正銀行(現株徳島大正銀行)入行 本店営業 部長 同行取締役本店営業部長 同行常務取締役 本店営業部担当	(注) 3	11
常務取締役 リスク・コンプライアン ス部長	関 幹生	昭和37年11月 5日生	平成14年 2 月 平成16年 2 月 平成17年 7 月 平成20年 4 月 平成21年10月 平成25年 4 月 平成25年 4 月 平成29年 6 月 平成30年 6 月 平成30年 6 月	(株香川相互銀行(現㈱香川銀行)入行同行観音寺東支店長同行西条支店長同行西条支店長同行高知支店長同行松山支店長同行人事研修部付部長代理同行融資管理部長同行執行役員融資部長 同行執行役員融資部長同行執行役員融資部長兼融資管理部長同行取締役融資部長兼融資管理部長同行取締役融資部長兼融資管理部長同行取締役総合企画部長	(注) 3	14

					1=
役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株 式数 (千株)
常務取締役 監査部長	山下友規	昭和38年4月 4日生	昭和63年4月 (㈱香川相互銀行(現㈱香川銀行)入行 平成17年2月 同行滝宮支店長 平成18年7月 同行倉敷支店長 平成21年10月 同行弁天町支店長 平成24年4月 同行執行役員弁天町支店長 平成25年4月 同行コンプライアンス統括部長 平成25年4月 当社リスク・コンプライアンス部副部長 平成29年4月 ㈱香川銀行個人営業企画部長 平成29年4月 当社グループ戦略部副部長 令和元年6月 ㈱香川銀行事務システム部長 令和元年6月 ㈱香川銀行取締役事務システム部長 令和2年6月 ㈱香川銀行取締役事務システム部長 令和3年6月 当社取締役監査部長 令和4年6月 当社常務取締役監査部長(現職)	(注) 3	6
取締役	白 井 博 雄	昭和34年 2 月 25日生	昭和60年4月 関西経理専門学校 副校長 昭和60年5月 大阪市中小企業協同組合 代表理事(現職 平成15年6月 (株)大正銀行(現株徳島大正銀行)監査役 平成17年4月 関西医科専門学校 副校長 平成28年6月 (株)大正銀行(現株徳島大正銀行)取締役 委員) 平成31年4月 大阪保健医療大学 客員教授(現職) 令和元年6月 当社取締役(現職)	(注) 3	36
取締役 (監査等委員)	横手俊夫	昭和33年 2 月 12日生	昭和55年4月 (株徳島相互銀行(現株徳島大正銀行)入行 平成8年8月 同行審査部次長 平成16年6月 同行高知支店長 平成18年6月 同行執行役員営業店統括部長兼みなさまで 長 平成23年6月 同行常務執行役員本店営業部長 平成25年4月 同行常務執行役員監査部長 平成25年4月 当社監査部副部長 平成28年6月 (株香川銀行取締役 平成28年6月 当社取締役監査部長 令和元年6月 当社常務取締役以スク・コンプライアンに 令和3年6月 当社取締役(監査等委員)(現職)	D相談室 (注)4	91

			1			
<b>役職名</b>	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株 式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	大 平 昇	昭和34年11月 26日生	平成元年4月 年 平成7年4月 香 平成22年4月 香 平成22年4月 香 平成22年4月 日 平成23年4月 四 平成26年6月 当	最高裁判所司法研修所 幹護士登録 香川県弁護士会副会長 香川県弁護士会会長 日本弁護士連合会常務理事 四国弁護士会連合会常務理事	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)	橋本潤子	昭和41年12月 24日生	平成11年4月	香川大学法学部専任講師 香川大学法学部助教授 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究 科助教授 公正取引委員会独占禁止政策協力委員(現職) 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究 科教授 高松家庭裁判所参与員(現職) 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究 科研究科長	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)	桑島洋輔	昭和53年 5 月 1 日生	平成12年10月 公 平成13年4月 朝 平成16年5月 公 平成18年8月 あ 所 平成18年9月 桑 平成20年6月 粉 平成28年10月 粉	公認会計士第二次試験合格 明日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 公認会計士登録 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)退 所 桑島公認会計士事務所開設(現職)	(注)4	-
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					253	

- (注) 1. 取締役の白井博雄、大平 昇、橋本潤子及び桑島洋輔の4氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
  - 2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。

委員長 横手俊夫氏、委員 大平 昇氏、委員 橋本潤子氏、委員 桑島洋輔氏 なお、横手俊夫氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、重要な会 議等への出席や、内部監査部門との連携を図ること等により、職務遂行の実効性を高めるためであります。

- 3.令和4年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年間であります。
- 4. 令和3年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間であります。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は4名(うち監査等委員である社外取締役は3名)であります。

イ.人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役 白井博雄氏は、当社株式36千株を所有しており、平成15年6月から令和元年6月まで連結子会社の㈱大正銀行(現㈱徳島大正銀行)の業務執行者でない役員(監査役及び取締役監査等委員)であったことがありますが、それ以外に同氏と当社の間で、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。なお、同氏は、昭和60年5月から大阪市中小企業協同組合の業務執行者である代表理事に就任しており、同組合は、当社株式0千株を所有しております。

社外取締役 橋本潤子氏は、平成29年6月から令和元年6月まで連結子会社の㈱香川銀行の業務執行者でない役員(取締役監査等委員)であったことがありますが、それ以外に同氏と当社の間で、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。なお、同氏の近親者と連結子会社の㈱香川銀行との間において、資金貸付の取引(令和4年3月31日現在残高11百万円)がありますが、取引条件等は一般取引先と同様であります。また、同氏の近親者は、当社株式5千株を所有しております(詳細については、「第5経理の状況」中の「1(1)連結財務諸表関連当事者情報」に記載しております。)。

上記の他、社外取締役と当社との間において、特記すべき、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

口.企業統治において果たす機能・役割並びに独立性に関する基準又は方針及び選任状況に関する考え方当社の取締役会は、その役割及び責務を実効的に果たすため、取締役会の全体としての多様な知見・専門性を備えたバランスの取れた構成を図るとともに、定款の定める範囲において、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮でき、かつ建設的な議論ができる適切な員数を維持し、そのうち3分の1以上を社外取締役とすることとしております。

社外取締役(監査等委員である社外取締役を除く。)には、その独立性、選任された理由等を踏まえ、社内 取締役とは異なる知見や観点に基づき、取締役会における意思決定及び他の取締役の職務の執行の監督を行う ことを期待するとともに、特に以下の役割及び責務を果たすことを期待しております。

- (1) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な 企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (2) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (3) 当社グループ各社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (4) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に 適切に反映させること

監査等委員である社外取締役には、監査等の体制の独立性及び中立性を一層高めるために、積極的に監査等に必要な情報の入手に心掛け、得られた情報を他の監査等委員である取締役と共有することに努めるとともに、他の監査等委員である取締役と協力して監査等の環境の整備に努めることを期待しております。また、その独立性、選任された理由等を踏まえ、監査等委員会及び取締役会等において忌憚のない質問をし、又は意見を述べることにより、中立の立場から客観的に監査等の意見を表明することを特に期待しております。

4名の社外取締役は、当社が定める「トモニホールディングス独立性判断基準」を満たしており、一般株主 と利益相反が生ずる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。 なお、当社が定める「トモニホールディングス独立性判断基準」は、次のとおりであります。

#### 「トモニホールディングス独立性判断基準」

当社は、社外役員(社外取締役及び社外監査等委員)の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員が、原則として、現在又は最近(注1)において以下に掲げるいずれの要件にも該当しない場合、当該社外役員は独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断しています。

なお、社外役員候補者については、本基準及び東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定された独立性基準に基づき、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないことを実質的に判断し、特段の事情がない限り、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ることとします。

- 1 当社グループを主要な取引先(注2)とする者又はその者が法人等である場合にはその業務執行者
- 2 当社グループの主要な取引先(注3)又はその者が法人等である場合にはその業務執行者
- 3 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、会計専門 家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人等である場合にはその法人等に所属する者をいう。)
- 4 当社グループから多額の寄付等を受ける者、又はその者が法人等である場合にはその業務執行者
- 5 当社の主要株主(総株主の議決権の10%以上を保有する株主をいう。)又はその者が法人等である場合に はその業務執行者
- 6 次に掲げる者(重要でない者(注5)を除く。)の近親者(注6)
  - (1) 上記1~5に該当する者
  - (2) 当社グループの取締役、監査等委員、執行役員等の重要な使用人

#### (注1)「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役又は社外監査等委員として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

(注2)「当社グループを主要な取引先」の定義

以下のいずれかに該当する場合を基準に判定する。

- ・ 当該取引先の年間連結売上高において、当社グループとの取引による売上高が1%を超える場合
- ・ 当該取引先の資金調達において、当社グループ以外の金融機関からの調達が困難であるなど、 代替性がない程度に依存している場合
- (注3)「当社グループの主要な取引先」の定義

当社グループの年間連結業務粗利益において、当該取引先との取引による業務粗利益が1%を超える場合を基準に判定する。

(注4)「多額の金銭その他の財産」の定義

過去3事業年度の平均で、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円を超える場合、法人等の場合は当該法人等の年間売上高の2%を超える場合を基準に判定する。

(注5)「重要でない者」の定義

各会社の役員・部長クラスの者(法律事務所・監査法人等の団体に所属する者については、弁護士・公認会計士等の専門的な資格を有する者)に該当しない者をいう。

(注6)「近親者」の定義

配偶者又は二親等以内の親族をいう。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門 との関係

監査等委員である社外取締役は、監査等委員としての業務を遂行するに当たり、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を保ち、定期的な会合を持つなど、積極的な情報交換等を行い、効率的な監査を実行しております。

また、監査等委員である社外取締役は、監査等委員会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務執行の監査及び監督を行うほか、常勤の監査等委員である社内取締役による重要な会議への出席、業務・財産の状況の調査等に基づく情報共有を通じて監査・監督業務の実効性の向上を図っております。さらに、内部統制部門等と緊密な連携を保ち、監査等委員会による監査・監督機能の強化及び監査・監督活動等における実効性の向上を図っております。

## (3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、社内取締役1名及び社外取締役3名で構成され、社内取締役を常勤の監査等委員に選定し監査等委員会委員長として議長を務め、原則として毎月1回の開催としております。監査等委員会は、監査等委員会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務執行の監査及び監督を行うほか、重要な会議への出席、業務・財産の状況の調査等を通じて監査・監督業務の実効性の向上を図っております。

監査等委員会は、監査業務を遂行するに当たり、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を保ち、定期的な会合を持つなど、積極的な情報交換等を行い、効率的な監査を実行しております。また、子銀行の監査等委員会とも定期的に会合を持つことで情報交換を行い、グループとして効率的な監査を実施しております。

また、監査等委員会は、監査等委員会監査等基準の規定を踏まえ、その活動状況を年2回取締役会において報告しております。

なお、監査等委員 桑島洋輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を 有しております。

当事業年度において、監査等委員会は年間21回開催され、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。なお、1回当たりの所要時間は1時間程度であります。

氏名	役職名	出席状況 ( 出席率 )	備考
多田 桂	常勤監査等委員(社外)	6回/6回(100%)	令和3年6月29日退任
横手 俊夫	常勤監査等委員	15回 / 15回 ( 100% )	令和3年6月29日就任
大平 昇	監査等委員(社外)	21回 / 21回 ( 100% )	
橋本 潤子	監査等委員(社外)	21回 / 21回 ( 100% )	
桑島 洋輔	監査等委員(社外)	18回 / 21回 (85%)	

#### 内部監査の状況

当社は、当社グループの業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的として、業務部門から独立した監査部(40名)を設置しております。監査部は、内部監査基本方針、内部監査規程等に則り、当社及びグループ経営管理契約に基づき受託した子銀行等に対して、内部管理態勢の適切性、有効性を検証することにより内部監査を実施しております。また、監査部は、内部監査の結果について定期的に取締役会に報告を行っております。さらに、監査等委員会と連携することで、内部監査部門として十分機能するよう努めております。

#### 会計監査の状況

## イ.監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

## 口.継続監査期間

15年

## 八.業務を執行した公認会計士

堀川 紀之

久保 暢子

永里 剛

## 二.監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士7名、その他11名であります。

#### ホ.監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を、監査等委員会が策定した「会計監査人の評価及び選定等基準」に基づき総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、解任又は不再任に関する株主総会への提出議案の内容を決定する方針としております。

監査等委員会は、会計監査人の再任の適否について、取締役、当社及び当社グループ内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、毎期検討しております。監査等委員会は、会計監査人の再任の適否の判断に当たって、上記の検討を踏まえ、会計監査人の職務遂行状況(従前の事業年度における職務遂行状況を含む。)、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかどうかについて、更には監査品質等については子銀行の監査等委員会とも協議を行い、確認しております。監査等委員会は、現任の会計監査人の再任が不適当と判断した場合は、速やかに新たな会計監査人候補者の検討を行うこととしております。新たな会計監査人候補者の検討に際しては、会計監査人の独立性や過去の業務実績等について慎重に検討するとともに、監査計画や監査体制、監査報酬水準等を検証し、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確認いたします。

監査等委員会は、上記の確認の結果や方針を踏まえて、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並び に不再任に関する議案の内容を決定することとしております。

#### へ.監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人の選解任等の議案決定権を行使するに際して、「会計監査人の評価及び選定等基準」に則り、独立性、監査品質、実効性、信頼性等の観点から検討を行い、現任の会計監査人の監査活動の適切性・妥当性を評価しております。この評価には、子銀行の監査等委員も加わり、グループとしての統一評価としております。

監査等委員会は、期中の会計監査人との連携、子銀行の監査等委員会との意見交換、関係部署からの聞き取り等を通じた評価を継続的に行った結果、現任の会計監査人の職務執行は適切に行われていることから、第12期事業年度においても再任することが適当であると判断し、会計監査人の再任決議を行いました。

なお、内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係につきましては、「(2)役員の状況 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係」に記載のとおりであります。

## 監査報酬の内容等

## イ.監査公認会計士等に対する報酬

	前連結会	会計年度	当連結会計年度		
区分	監査証明業務に基づく 報酬(百万円) 非監査業務に基づく報 酬(百万円)		監査証明業務に基づく 報酬(百万円)	非監査業務に基づく報 酬(百万円)	
提出会社	10	-	12	4	
連結子会社	95	-	95	-	
計	105	-	107	4	

当連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、収益認識に関する会計基準の適用支援業務であります。

## ロ.監査公認会計士等と同一のネットワーク(EYのメンバーファーム)に対する報酬(イ.を除く)

	前連結会	会計年度	度当連結会計年度		
区分	監査証明業務に基づく 報酬(百万円)	非監査業務に基づく報 酬(百万円)	監査証明業務に基づく 報酬(百万円)	非監査業務に基づく報 酬(百万円)	
提出会社	-	0	-	0	
連結子会社	-	-	-	-	
計	-	0	-	0	

前連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、FATCAに関する支援業務であります。 当連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、FATCAに関する支援業務であります。

ハ.その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容 該当事項はありません。

## 二.監査報酬の決定方針

会計監査人に対する報酬の額の決定に関する方針は、取締役会が監査等委員会の同意を得て決定することとしております。

## ホ.監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法 及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の 同意を行っております。

#### (4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ.役員報酬制度並びにその決定方針及び手続き

当社は、令和3年2月16日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容についてコーポレートガバナンス委員会にて審議し、その妥当性等について確認しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりであります。

#### (1) 基本方針

取締役の報酬等は、トモニホールディングスグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして機能することを主眼に置いた報酬体系とし、各人別の報酬等の決定に際しては、会社の営業成績、役位ごとの職責、各々の業務執行状況等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、非業務 執行取締役の報酬等は、その職責等を踏まえ、基本報酬のみにより構成する。

(2) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

基本報酬は、毎月支給する固定金銭報酬とし、各役位における報酬額は、職責、業務執行の有無、従業員給与の水準等を総合的に勘案して、各役位別に決定する。

(3) 業績連動報酬等(金銭報酬)の内容及び額の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、各事業年度における業務執行に対する対価として、毎年、一定の時期に役員賞与として支給する業績連動金銭報酬とし、各役位別の基本報酬に会社の営業成績(経営計画において目標とする収益性に関する経営指標の各事業年度の目標達成度合い)等を勘案して決定した支給倍率を乗じて算出した額に基づき、各々の業務執行状況及び営業成績への貢献度等に応じて、各人別に決定する。

(4) 株式報酬(非金銭報酬)の内容及び数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

株式報酬は、中長期的な企業価値向上へのインセンティブ効果や株主重視の経営意識を高めることを目的として、在任期間中の事業年度ごと、一定の時期に一定の権利行使期間を設定して付与し、退任時にあらかじめ設定した権利行使価格(1円)でトモニホールディングス㈱の株式が取得できる株式報酬型ストック・オプションとし、各役位別に定めた基準額及びブラック・ショールズ・モデルにより算定した株式の公正価値に基づき、付与する新株予約権の個数を各人別に決定する。

(5) 基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬等の構成割合は、同規模・同業種の会社の水準を参考として、上位役位ほど株式報酬の割合が高まる構成となるよう決定する。

(6) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内において、社長(CEO)が各人別の報酬案を策定し、監査等委員会の意見を踏まえた上で、取締役会が決定する。なお、決定に当たっては、コーポレートガバナンス委員会において、あらかじめそのプロセスの適切性について検証し、必要に応じて取締役会に対して提言等を行う。

監査等委員である取締役の報酬等については、実効性の高い経営監督機能の発揮を図るため、経営からの独立性を確保する観点から、業績連動性のある報酬とはせず、定額報酬とすることを基本方針としております。

## 口. 取締役の報酬等についての株主総会の決議の内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第5期定時株主総会において年額2億5,000万円以内(うち社外取締役分は年額5,000万円以内。なお、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、この限度額とは別枠で、同総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する株式報酬型ストック・オプションの割当限度額を年額7,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、8名であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第5期定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、4名であります。

八. 当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役及び委員会等の活動内容 当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会、監査等委員会及びコーポレート ガバナンス委員会の活動内容は、次のとおりであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬(月額)の決定に当たっては、社長(CEO)が策定した報酬案について、令和3年6月8日開催の経営会議において協議を行うとともに、同年6月14日開催の監査等委員会における協議に基づくその適切性等に関する意見を踏まえて、同年6月29日開催の取締役会において審議し、各人別の基本報酬(月額)を決定しております。なお、同年6月2日開催のコーポレートガバナンス委員会において、各人別の基本報酬(月額)の決定に当たっての考え方及び適切性の検証について審議を行いました。また、監査等委員である取締役の基本報酬(月額)の決定に当たっては、常勤監査等委員が策定した報酬案について、同年6月29日開催の監査等委員会において協議し、各人別の基本報酬(月額)を決定するとともに、同日開催の取締役会において、常勤監査等委員がその決定内容について報告しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の役員賞与の決定に当たっては、社長(CEO)が策定した報酬案について、令和4年6月14日開催の経営会議において協議した後、同年6月20日開催の監査等委員会における協議に基づくその適切性等に関する意見を踏まえて、同年6月21日開催の取締役会において審議し、各人別の役員賞与を決定しております。なお、同年3月24日及び6月7日開催のコーポレートガバナンス委員会において、役員賞与の決定に当たっての考え方及びプロセスの適切性の検証について審議を行いました。

取締役(業務執行に当たらない取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の株式報酬型ストック・オプションの決定に当たっては、令和3年6月29日開催の取締役会において第11回株式報酬型新株予約権の発行について決定した後、当社及び銀行子会社の取締役に対して当該新株予約権を引き受ける者の募集を行った上で、その募集結果を踏まえて、同年7月20日開催の取締役会において当該新株予約権の割当先及び個数について決定しております。また、同取締役会において、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての報酬額について、同年6月14日開催の監査等委員会における協議に基づくその適切性等に関する意見を踏まえて審議し、各人別の株式報酬型ストック・オプションとしての報酬額を決定しております。

# 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数 当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役(監査等委員及 び社外取締役を除く)	7	129	82	19	28
監査等委員(社外取締 役を除く)	1	11	11	•	-
社外役員	5	22	22	-	-

- (注) 1.年度末現在の取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)、監査等委員(社外取締役を除く)及び社外役員の員数はそれぞれ7名、1名及び4名でありますが、上記の「員数」には、令和3年6月29日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)2名及び社外役員1名を含み、無報酬の取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)2名を含んでおりません。
  - 2.業績連動報酬等に係る業績指標は「親会社株主に帰属する当期純利益(連結)」及び「本業利益(銀行子会社単体合算)」であり、各々の実績は13,062百万円(年度当初の計画9,150百万円に対して達成度合い142.7%)及び11,243百万円(年度当初の計画9,200百万円に対して達成度合い122.2%)であります。当該指標を選択した理由は、業績連動報酬等が各事業年度における業務執行に対する対価として支給するため、経営計画において目標とする収益指標である当該指標が各事業年度の会社の営業成績として定量的に測定することができる指標であるからであります。
  - 3. 非金銭報酬等の内容は、株式報酬型ストック・オプションであります。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの 該当事項はありません。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等 連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

#### (5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、子会社の経営管理を主たる業務とし、保有する株式は関係会社株式のみであり、投資株式は保有しておりません。

当社グループにおいては、取引先企業等との取引や連携関係の維持・拡大等を通じて、地域経済の発展並びに政策保有先及び当社グループの企業価値の向上に資するなどを目的とした株式を政策保有株式とし、それ以外の純投資目的の投資株式とは区分して管理しております。

#### 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ.保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内 容

#### (保有方針及び保有の合理性を検証する方法)

当社グループは、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方や資本コスト対比の具体的な精査に基づく検証について定めておりませんが、政策保有に関する基本方針については、以下のとおりであります。

(1) 当社グループは、上場株式の政策保有について、次の基本方針に基づき保有する。

地域金融グループとして、取引先企業等との取引や連携関係の維持・拡大等を通じて、地域経済の発展 並びに政策保有先及び当社グループの企業価値の向上に資するなど、その保有意義が認められる場合に 限定的に保有する。

政策保有株式については、個別銘柄ごとに、中長期的な視点からリスク・リターンを踏まえた経済合理性や政策保有先の財務・業績内容等を勘案した将来の見通し等について、銀行子会社から定期的に報告を求め、当社が取締役会においてその報告等を踏まえて保有意義の妥当性を検証し、継続保有の可否を判断する。

その保有意義が乏しいと判断される銘柄については、銀行子会社が政策保有先との対話を通じて縮減を進める

- (2) 当社グループは、当社株式を政策保有株式として保有している会社(以下「政策保有株主」という。)から保有する当社株式の売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆するなど売却等を妨げることは行わない。
- (3) 当社グループは、政策保有株主と取引を行う場合、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引は行わない。

## (個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容)

前事業年度末における政策保有上場株式32銘柄(うち1銘柄は株式会社徳島大正銀行(以下「徳島大正銀行」という。)と株式会社香川銀行(以下「香川銀行」という。)が重複して保有)のうち、徳島大正銀行及び香川銀行が重複して保有する1銘柄について、令和3年4月20日開催の取締役会において純投資目的の株式に振替えることとした後、残り31銘柄について、同年9月22日開催の取締役会において、銀行子会社の取締役会による検討結果を踏まえて保有意義の妥当性を検証し、継続保有の可否判断を行った結果、全31銘柄を保有意義の妥当性ありとして継続保有とすることといたしました。その後、香川銀行が保有する1銘柄について、同年12月21日開催の取締役会において売却することとしました。その結果、当事業年度末における政策保有上場株式は、30銘柄となっております。

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額が最も大きい会社は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、徳島大正銀行であります。

また、当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額が次に大きい会社は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、香川銀行であります。

## (徳島大正銀行)

# イ.銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	15	2,985
非上場株式	59	5,110

# (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 ( 銘柄 )	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	-	-	-
非上場株式	1	0	当社グループの営業基盤である徳島県の取引先 1社について、同社との取引関係の維持・強化 を図ることにより地域経済への貢献を図るため

(注) 株式分割等により株式数が増加した銘柄は、含めておりません。

## (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
上場株式	1	21
非上場株式	2	-

# 口.特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額に関する情報 (特定投資株式)

(特定投資休式)					
	当事業年度	前事業年度		半なかませる	
銘柄	株式数(株)	株式数(株)	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の	
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		(注2)	
│ │ ニホンフラッシュ株	1,144,000	1,144,000	(保有目的)取引関係の維持・強化を通りに対している。 じた地域経済への貢献	有	
式会社	1,127	1,554	(定量的な保有効果)(注3)	1	
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グ	911,546	911,546	(保有目的)経営戦略上の連携関係の維持・強化を通じた金融サービスの向上	有	
ループ	693	539	(定量的な保有効果)(注3)	1	
サムティ株式会社	80,550	80,550	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献	有	
	177	163	(定量的な保有効果)(注3)	F	
オリックス株式会社	69,440	69,440	(保有目的)取引関係の維持・強化を通 じた金融サービスの向上	有	
オリックス株式芸社	169	129	(定量的な保有効果)(注3)	1	
森下仁丹株式会社	88,000	88,000	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献	有	
林下山方体式云红	165	176	(定量的な保有効果)(注3)	<b>治</b>	
住友不動産株式会社	36,000	36,000	(保有目的)経営戦略上の連携関係の維持・強化を通じた金融サービスの向上	無	
住火小劉生休八芸位	122	140	(定量的な保有効果)(注3)	***	
株式会社フジ	50,000	50,000	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献	右	
	115	107	した地域経済への負制   (定量的な保有効果)(注3)	有	

	当事業年度	前事業年度		当社の株式の	
<b>銘柄</b>	株式数(株)	株式数(株)	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	保有の有無	
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	次の4年以数が増加りた建田	(注2)	
   株式会社四国銀行	133,800	133,800	(保有目的)経営戦略上の連携関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献	有	
1水10公社四国级门	99	104	(定量的な保有効果)(注3)	Ħ	
     株式会社栃木銀行	326,000	326,000	(保有目的)経営戦略上の連携関係の維   持・強化を通じた基幹システムの安定稼	     有	
	72	61	働  (定量的な保有効果)(注3)	13	
	200,000	200,000	(保有目的)取引関係の維持・強化を通	     有	
阿波製紙株式会社	68	92	√ じた地域経済への貢献 │ (定量的な保有効果)(注3)	<b>月</b>	
株式会社北日本銀行	38,300	38,300	(保有目的)経営戦略上の連携関係の維 持・強化を通じた基幹システムの安定稼	有	
1水工(公社工(6日本))	60	76	働   (定量的な保有効果)(注3)	P	
   株式会社日本エスコ	66,000	66,000	│ │ (保有目的)取引関係の維持・強化を通 ├ じた地域経済への貢献	有	
\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	53	51	(定量的な保有効果)(注3)	Ħ	
株式会社電響社	37,000	37,000	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献	有	
	50	50	(定量的な保有効果)(注3)	Ħ	
株式会社くろがね工	10,000	10,000	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献	有	
作所	5	7	(定量的な保有効果)(注3)	P	
株式会社ビケンテク	3,900	3,900	(保有目的)取引関係の維持・強化を通り いた地域経済への貢献	有	
,	3	3	(定量的な保有効果)(注3)		
   株式会社四電工	-	24,600	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献	有	
MANA ITH ET	-	75	(定量的な保有効果)(注3)	Ľ	

- (注)1.「-」は、当該銘柄を特定投資株式として保有していないことを示しております。
  - 2. 当社の株式の保有の有無については、銘柄が持株会社の場合はその主要な子会社の保有分を勘案し記載しております。
  - 3.当社は、特定投資株式の保有の合理性について、個別銘柄ごとの保有意義の妥当性を検証した上で、配当利回りに基づく経済合理性、取引状況等を総合的に勘案して、特定投資株式の保有の合理性を判断していることから、特定投資株式における定量的な保有効果は記載しておりません。

# (みなし保有株式)

(3, 3, 3, 5, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	当事業年度	前事業年度		)// tl	
銘柄	株式数(株)	株式数(株)	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の     保有の有無	
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	スの小型数が名前のた <b>空</b> 面	(注2)	
   伊藤忠商事株式会社	39,400	39,400	(保有目的)退職給付信託株式に係る議 決権行使の指図	無	
<b>萨滕心向事怀以安性</b>	163	141	(定量的な保有効果)(注3)	<del>////</del>	
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グ	186,000	186,000	(保有目的)退職給付信託株式に係る議 決権行使の指図	有	
ループ	141	110	(定量的な保有効果)(注3)	H	
┃ ┃三井物産株式会社	41,400	41,400	(保有目的)退職給付信託株式に係る議 決権行使の指図	無	
二升初座休耳公社	137	95	(定量的な保有効果)(注3)	<del>M</del>	
トヨタ自動車株式会	49,000	9,800	(保有目的)退職給付信託株式に係る議 決権行使の指図	無	
社	108	84	(定量的な保有効果)(注3)	<del>MI</del>	
   住友商事株式会社	48,800	48,800	(保有目的)退職給付信託株式に係る議 ・決権行使の指図	無	
1. 人口事业2. 人工	103	76	(定量的な保有効果)(注3)	7111	
   株式会社日立製作所	12,500	12,500	(保有目的)退職給付信託株式に係る議 決権行使の指図	有	
M N S IT I D S IF III	77	62	(定量的な保有効果)(注3)	H	
│   株式会社ブリヂスト	14,600	14,600	(保有目的)退職給付信託株式に係る議 決権行使の指図	無	
ン	69	65	(定量的な保有効果)(注3)	7111	
株式会社三井住友 フィナンシャルグ	15,600	15,600	(保有目的)退職給付信託株式に係る議 決権行使の指図	有	
ループ	60	62	(定量的な保有効果)(注3)	Б	
野村ホールディング	114,300	114,300	(保有目的)退職給付信託株式に係る議 決権行使の指図	有	
ス株式会社 	58	66	(定量的な保有効果)(注3)	В	
株式会社大和証券グ	85,000	85,000	(保有目的)退職給付信託株式に係る議 決権行使の指図	有	
ループ本社	58	48	(定量的な保有効果)(注3)	В	
日本電信電話株式会	16,000	16,000	(保有目的)退職給付信託株式に係る議 決権行使の指図	無	
社	56	45	(定量的な保有効果)(注3)	,	
   株式会社小松製作所	19,000	19,000	(保有目的)退職給付信託株式に係る議 決権行使の指図	無	
MAN A LIJ MARTEN	55	64	(定量的な保有効果)(注3)	<i>7.11</i>	
   京セラ株式会社	6,800	6,800	(保有目的)退職給付信託株式に係る議 決権行使の指図	無	
3, C 2 P/2V A II	46	47	(定量的な保有効果)(注3)	VI.2.	
武田薬品工業株式会	10,000	10,000	(保有目的)退職給付信託株式に係る議 決権行使の指図	無	
社	34	39	(定量的な保有効果)(注3)	***	
   中国電力株式会社	39,600	39,600	(保有目的)退職給付信託株式に係る議 決権行使の指図	無	
	33	53	(定量的な保有効果)(注3)	, <del>,,,,</del>	

- (注) 1.貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。
  - 2. 当社の株式の保有の有無については、銘柄が持株会社の場合はその主要な子会社の保有分を勘案し記載しております。
  - 3. 当社は、みなし保有株式における定量的な保有効果の検証は行っておりません。

## 八、保有目的が純投資目的である投資株式

	当事業		前事業年度		
区分	銘柄数 ( 銘柄 )	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 ( 銘柄 )	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	
上場株式	93	16,739	111	17,634	
非上場株式	-	-	-	-	

	当事業年度			
区分	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)	
上場株式	722	675	2,462	
非上場株式	2	-	-	

二. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの該当事項はありません。

## ホ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
株式会社四電工	24,600	42

## (香川銀行)

# イ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	15	13,600
非上場株式	37	818

## (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	-	-	-
非上場株式	-	-	-

(注) 株式分割等により株式数が増加した銘柄は、含めておりません。

## (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

( - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -					
	銘柄数 ( 銘柄 )	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)			
上場株式	2	46			
非上場株式	-	-			

# 口.特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額に関する情報 (特定投資株式)

( 1) ( 1) ( 1)					
	当事業年度	前事業年度		   当社の株式の	
銘柄	株式数(株)	株式数(株)	】 保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	保有の有無(注2)	
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	A CONTROLLED		
   日本ハム株式会社	1,537,350	1,537,350	(保有目的)取引関係の維持・強化を通りに いた地域経済への貢献	有	
日本八五株式芸社	6,380	7,294	(定量的な保有効果)(注3)	Ħ	
四国化成工業株式会	2,500,629	2,500,629	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献	有	
社	3,350	3,163	(定量的な保有効果)(注3)	Ħ	
四国電力株式会社	1,439,499	1,439,499	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献	有	
四国电力体式云位	1,134	1,237	(定量的な保有効果)(注3)	<b>月</b>	
株式会社日立製作所	126,959	126,959	(保有目的)経営戦略上の連携関係の維 持・強化を通じた基幹システムの安定稼	有	
你以安性自立表[F//] 	782	635	働   (定量的な保有効果)(注3)	5	
株式会社伊予銀行	882,856	882,856	(保有目的)経営戦略上の連携関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献	有	
	529	586	(定量的な保有効果)(注3)	1	
大王製紙株式会社	290,599	290,599	(保有目的)取引関係の維持・強化を通りには した地域経済への貢献	有	
人工表紙体式去社	460	551	(定量的な保有効果)(注3)	<b>月</b>	
株式会社タダノ	258,000	258,000	(保有目的)取引関係の維持・強化を通りには ・じた地域経済への貢献	無	
かい云江フラフ	265	306	(定量的な保有効果)(注3)	***	
株式会社百十四銀行	110,000	110,000	(保有目的)経営戦略上の連携関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献	有	
	182	185	(定量的な保有効果)(注3)	Ħ	
大倉工業株式会社	69,426	69,426	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献	有	
人启上美株式会任     	126	143	(定量的な保有効果)(注3)	<b>治</b>	

- (注)1.当社の株式の保有の有無については、銘柄が持株会社の場合はその主要な子会社の保有分を勘案し記載 しております。
  - 2. 当社は、特定投資株式の保有の合理性について、個別銘柄ごとの保有意義の妥当性を検証した上で、配当利回りに基づく経済合理性、取引状況等を総合的に勘案して、特定投資株式の保有の合理性を判断していることから、特定投資株式における定量的な保有効果は記載しておりません。

# (みなし保有株式)

(WAUMH	1/1/10 /				
	当事業年度	前事業年度			
 	株式数(株)	株式数(株)	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無	
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	及び休丸数が増加した珪田	(注2)	
野村ホールディング	1,000,000	1,000,000	(保有目的)退職給付信託株式に係る議 決権行使の指図	有	
ス株式会社	527	581	伏権行民の指因   (定量的な保有効果)(注3)	円	

- (注) 1.貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。
  - 2. 当社の株式の保有の有無については、銘柄が持株会社の場合はその主要な子会社の保有分を勘案し記載しております。
  - 3. 当社は、みなし保有株式における定量的な保有効果の検証は行っておりません。

## 八.保有目的が純投資目的である投資株式

	当事業	       	前事業年度		
区分	銘柄数 (銘柄) 貸借対照表計上額の 合計額(百万円)		銘柄数 ( 銘柄 )	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	
上場株式	55	3,745	95	5,025	
非上場株式	1	100	1	100	

	当事業年度			
区分	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)	
上場株式	140	92	1,082	
非上場株式	1	1	-	

二. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの該当事項はありません。

# ホ、当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
株式会社四電工	22,840	39

# 第5【経理の状況】

- 1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に 基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大 蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- 3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- 4. 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し連結財務諸表等の適正性を確保する体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会等の行う研修に参加しております。

# 1【連結財務諸表等】

# (1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (令和 3 年 3 月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
資産の部		
現金預け金	4 520,145	4 537,955
商品有価証券	495	436
金銭の信託	3,855	1,327
有価証券	1, 2, 4, 10 699,488	1, 2, 4, 10 727,889
貸出金	2, 3, 4, 5 3,083,708	2, 3, 4, 5 3,229,950
外国為替	2, 3 <b>6,508</b>	2, 3 <b>7,247</b>
リース債権及びリース投資資産	9,660	10,023
その他資産	2, 4 54,419	2, 4 52,559
有形固定資産	7, 8 36,936	7, 8 35,967
建物	17,456	18,092
土地	6 15,374	6 15,766
リース資産	561	376
建設仮勘定	1,919	183
その他の有形固定資産	1,623	1,548
無形固定資産	1,457	1,369
ソフトウエア	1,333	1,240
その他の無形固定資産	123	129
退職給付に係る資産	5,325	5,860
繰延税金資産	138	163
支払承諾見返	2 7,885	2 7,309
貸倒引当金	22,121	22,003
資産の部合計	4,407,903	4,596,057
負債の部		
預金	3,827,292	3,948,642
譲渡性預金	68,979	113,501
コールマネー及び売渡手形	23,000	-
借用金	4, 9 202,817	4, 9 243,775
外国為替	17	23
その他負債	27,947	33,771
賞与引当金	315	328
役員賞与引当金	103	106
退職給付に係る負債	154	148
睡眠預金払戻損失引当金	269	188
偶発損失引当金	146	137
債務保証損失引当金 	-	213
繰延税金負債	4,972	1,372
再評価に係る繰延税金負債	6 817	6 808
支払承諾	7,885	7,309
負債の部合計	4,164,719	4,350,327

		( 1 III - III 7 31 3 7
	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
純資産の部		
資本金	25,000	25,000
資本剰余金	25,808	25,972
利益剰余金	170,751	182,386
自己株式	1,515	1,142
株主資本合計	220,043	232,216
その他有価証券評価差額金	16,819	7,730
繰延へッジ損益	1	0
土地再評価差額金	6 1,402	6 1,406
退職給付に係る調整累計額	784	763
その他の包括利益累計額合計	19,007	9,900
新株予約権	1,224	1,215
非支配株主持分	2,907	2,398
純資産の部合計	243,183	245,730
負債及び純資産の部合計	4,407,903	4,596,057

# 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 【連結損益計算書】

		(丰位:日/川コ)
	前連結会計年度 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
経常収益	70,687	70,335
資金運用収益	47,919	48,023
貸出金利息	38,934	39,573
有価証券利息配当金	8,752	7,776
コールローン利息及び買入手形利息	2	0
預け金利息	219	657
その他の受入利息	15	17
役務取引等収益	9,268	10,453
その他業務収益	8,672	9,108
その他経常収益	4,825	2,750
償却債権取立益	356	637
その他の経常収益	4,469	2,112
経常費用	56,194	51,203
資金調達費用	1,545	1,148
預金利息	1,400	1,062
譲渡性預金利息	21	15
コールマネー利息及び売渡手形利息	32	4
借用金利息	74	68
その他の支払利息	16	6
役務取引等費用	4,210	4,019
その他業務費用	10,798	8,420
営業経費	1 34,081	1 34,041
その他経常費用	5,557	3,573
貸倒引当金繰入額	2,000	1,361
その他の経常費用	2 3,557	2 2,211
経常利益	14,493	19,132
特別利益	33	437
固定資産処分益	33	220
移転補償金	-	217
特別損失	706	805
固定資産処分損	101	416
減損損失	з 605	з 175
債務保証損失引当金繰入額	-	213
税金等調整前当期純利益	13,820	18,764
法人税、住民税及び事業税	3,569	5,127
法人税等調整額	111	388
法人税等合計	3,680	5,515
当期純利益	10,140	13,248
非支配株主に帰属する当期純利益	156	186
親会社株主に帰属する当期純利益	9,984	13,062
がな ユアユル 神風 シンゴ 知能で出血		10,002

# 【連結包括利益計算書】

		(十位・ロ/ハコ/
	前連結会計年度 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益	10,140	13,248
その他の包括利益	1 13,893	1 9,168
その他有価証券評価差額金	12,370	9,146
繰延ヘッジ損益	1	1
退職給付に係る調整額	1,522	20
包括利益	24,034	4,080
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	23,762	3,951
非支配株主に係る包括利益	271	128

# 【連結株主資本等変動計算書】

# 前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	25,000	25,843	161,895	2,015	210,723	
当期変動額						
剰余金の配当			1,296		1,296	
親会社株主に帰属する当期 純利益			9,984		9,984	
自己株式の取得				151	151	
自己株式の処分		35		651	615	
土地再評価差額金の取崩			168		168	
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)						
当期変動額合計	-	35	8,856	499	9,320	
当期末残高	25,000	25,808	170,751	1,515	220,043	

		その作	世の包括利益累	<b>製料</b>				
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
当期首残高	4,564	0	1,570	737	5,397	1,244	2,638	220,003
当期変動額								
剰余金の配当								1,296
親会社株主に帰属する当期 純利益								9,984
自己株式の取得								151
自己株式の処分								615
土地再評価差額金の取崩								168
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	12,255	1	168	1,522	13,610	20	269	13,858
当期変動額合計	12,255	1	168	1,522	13,610	20	269	23,179
当期末残高	16,819	1	1,402	784	19,007	1,224	2,907	243,183

# 当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	25,000	25,808	170,751	1,515	220,043	
会計方針の変更による累積 的影響額			49		49	
会計方針の変更を反映した当 期首残高	25,000	25,808	170,701	1,515	219,994	
当期変動額						
剰余金の配当			1,374		1,374	
親会社株主に帰属する当期 純利益			13,062		13,062	
自己株式の取得				202	202	
自己株式の処分		2		576	574	
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		166			166	
土地再評価差額金の取崩			3		3	
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)						
当期変動額合計	-	164	11,684	373	12,222	
当期末残高	25,000	25,972	182,386	1,142	232,216	

		その作		 <pre></pre>				
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
当期首残高	16,819	1	1,402	784	19,007	1,224	2,907	243,183
会計方針の変更による累積 的影響額							48	98
会計方針の変更を反映した当 期首残高	16,819	1	1,402	784	19,007	1,224	2,858	243,084
当期変動額								
剰余金の配当								1,374
親会社株主に帰属する当期 純利益								13,062
自己株式の取得								202
自己株式の処分								574
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								166
土地再評価差額金の取崩								3
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	9,089	1	3	20	9,107	8	460	9,576
当期変動額合計	9,089	1	3	20	9,107	8	460	2,645
当期末残高	7,730	0	1,406	763	9,900	1,215	2,398	245,730

	前連結会計年度 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
税金等調整前当期純利益	13,820	18,764
減価償却費	1,949	2,028
減損損失	605	175
貸倒引当金の増減( )	363	118
賞与引当金の増減額( は減少)	4	12
役員賞与引当金の増減額( は減少)	9	2
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	291	376
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	22	6
睡眠預金払戻損失引当金の増減額( は減少)	112	81
偶発損失引当金の増減額(は減少)	6	9
債務保証損失引当金の増減額(は減少)	-	213
資金運用収益	47,919	48,023
資金調達費用	1,545	1,148
有価証券関係損益( )	1,369	842
金銭の信託の運用損益( は運用益)	18	40
為替差損益( は益)	4,058	11,729
固定資産処分損益( は益)	68	196
貸出金の純増( )減	176,937	146,242
預金の純増減( )	297,728	121,350
譲渡性預金の純増減 ( )	955	44,522
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減 ( )	145,026	41,557
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	1,309	298
コールローン等の純増( )減	5,000	-
コールマネー等の純増減( )	58,766	23,000
外国為替(資産)の純増( )減	528	739
外国為替(負債)の純増減( )	6	5
リース債権及びリース投資資産の純増( )減	721	363
資金運用による収入	47,924	48,237
資金調達による支出	1,685	1,298
その他	5,649	6,508
小計	229,666	52,232
- 法人税等の支払額 	1,409	4,322
営業活動によるキャッシュ・フロー	228,257	47,910

		(十四・ロバリン)
	前連結会計年度 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	286,476	239,965
有価証券の売却による収入	97,410	109,454
有価証券の償還による収入	149,901	101,607
金銭の信託の増加による支出	4,400	5,545
金銭の信託の減少による収入	4,032	8,029
有形固定資産の取得による支出	3,405	1,442
有形固定資産の売却による収入	140	735
無形固定資産の取得による支出	16	309
投資活動によるキャッシュ・フロー	42,814	27,436
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	-	600
配当金の支払額	1,296	1,370
非支配株主への配当金の支払額	2	2
自己株式の取得による支出	151	202
自己株式の処分による収入	328	322
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得に よる支出	-	420
リース債務の返済による支出	265	101
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,387	2,375
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	9
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	184,060	18,108
現金及び現金同等物の期首残高	330,644	514,705
現金及び現金同等物の期末残高	1 514,705	1 532,813

#### 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1.連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結子会社 9社

株式会社徳島大正銀行

株式会社香川銀行

トモニシステムサービス株式会社

株式会社徳銀ビジネスサービス

香川ビジネスサービス株式会社

トモニリース株式会社

トモニカード株式会社

株式会社徳銀キャピタル

大正信用保証株式会社

(2) 非連結子会社

地域とトモニ 1 号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び その他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営 成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
  - (1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。
  - (2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

地域とトモニ 1 号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

- 3 . 連結子会社の事業年度等に関する事項
  - (1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 9社

#### 4.会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券 については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法に よる原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:7年~50年 その他:3年~20年

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、連結子会社で定める利用可能期間 (10年以内) に基づいて償却しております。

#### リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5)貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産 監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による 回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 9,877百万円(前連結会計年度末は10,225百万円)であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸 倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。 (6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7)役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻 実績に基づき、必要額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金等の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

(10)債務保証損失引当金の計上基準

債務保証損失引当金は、従業員持株ESOP信託の借入債務の弁済に備えるため、当該弁済見込額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用: その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年又は10年)による定額法

により損益処理

数理計算上の差異: 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年又は10年)

による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計 上する方法によっております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。

(口) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の 外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(15)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(16) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託(ETF除く)の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当連結会計年度は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益407百万円(前連結会計年度は1,238百万円)を計上しております。

#### (重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### 貸倒引当金

#### (1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

前連結会計年度 (令和 3 年 3 月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
 22,121百万円	22,003百万円

# (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 管出を注

貸倒引当金の算出方法は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項 (5)貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

#### 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の各債務者の収益獲得能力に与える影響については、各債務者ごとに、その影響の度合いや収束時期が異なるものの、今後も一定程度は続くものと仮定しております。

翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務 諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### (会計方針の変更)

#### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、当社の連結子会社におけるクレジットカードの年会費について、従来は受取時に一括して収益認識 を 行っておりましたが、当連結会計年度から経過期間に応じて収益認識を行う方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、 当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰 余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当連結会計年度の期首の純資産に累 積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高が49百万円減少しておりま す。

また、当連結会計年度の連結貸借対照表及び連結損益計算書に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記に ついては記載しておりません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和元年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)

#### (1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

#### (2) 適用予定日

令和5年3月期の期首より適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による連結財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

#### (追加情報)

#### (従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

### (1) 取引の概要

当社は、当社グループの成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社グループの業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」を導入しております。

当社が「トモニホールディングス従業員持株会」(以下「当社持株会」という。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は令和5年12月までに当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当社株式の議決権を、当社持株会の議決権割合に応じて行使いたします。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

#### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末778百万円、1,936千株、当連結会計年度末358百万円、891千株であります。

(3)総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

総額法の適用により計上された借入金はありません。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社の出資金の総額

	前連結会計年度 (令和 3 年 3 月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
出資金	178百万円	367百万円

2.銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額	11,495百万円	11,114百万円
危険債権額	36,307百万円	38,307百万円
三月以上延滞債権額	109百万円	54百万円
貸出条件緩和債権額	5,647百万円	9,548百万円
合計額	53,560百万円	59,025百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産再生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権 及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

### (表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年1月24日 内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和 4 年 3 月31日)
-	9,116百万円	8,960百万円

4.担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	223,633百万円	269,602百万円
貸出金	- 百万円	12,283百万円
計	223,633百万円	281,885百万円
担保資産に対応する債務		
借用金	195,000百万円	237,200百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、次のものを差し入れておりま		次のものを差し入れております。
	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和 4 年 3 月31日)
	(4417年7月31日)	(444+371014)
 預け金	119百万円	119百万円
 預け金 有価証券		
	119百万円	119百万円
有価証券	119百万円 201百万円 37,248百万円	119百万円 - 百万円 31,851百万円
有価証券 その他資産	119百万円 201百万円 37,248百万円	119百万円 - 百万円 31,851百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和 3 年 3 月31日)	当連結会計年度 (令和 4 年 3 月31日)
—————————————————————————————————————	418,861百万円	469,866百万円
うち原契約期間が 1 年以内のもの	402,363百万円	448,275百万円
( 又は任意の時期に無条件で取消		
可能なもの)		

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

4,337百万円

(-百万円)

有価証券報告書

6.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、株式会社徳島銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

圧縮記帳額

(当該連結会計年度の圧縮記帳額)

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格で(自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って)再評価しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿 価額の合計額との差額

	前連結会計年度 ( 令和 3 年 3 月31日 )	当連結会計年度 (令和 4 年 3 月31日)
	2,979百万円	2,822百万円
7 . 有形固定資産の減価償却累記	<b>十額</b>	
	前連結会計年度 (令和 3 年 3 月31日)	当連結会計年度 (令和 4 年 3 月31日)
減価償却累計額	30,839百万円	28,787百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額		
	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)

4,364百万円

( - 百万円)

9.借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

 前連結会計年度 (令和3年3月31日)
 当連結会計年度 (令和4年3月31日)

 劣後特約付借入金
 1,800百万円
 1,200百万円

10.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (令和 3 年 3 月31日)	当連結会計年度 (令和 4 年 3 月31日)
_	42,804百万円	48,140百万円

#### (連結損益計算書関係)

#### 1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

#### 2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
貸出金償却	634百万円	897百万円
株式等売却損	1,498百万円	812百万円
株式等償却	991百万円	202百万円

#### 3.減損損失

前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

当連結会計年度において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額605百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地321百万円及び建物283百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼動資産	営業用店舗	徳島県内	341百万円
稼動資産	営業用店舗	香川県内	116百万円
稼動資産	営業用店舗	大阪府内	26百万円
稼動資産	共用資産	徳島県内	65百万円
遊休資産	共用資産	大阪府内	55百万円

銀行業を営む連結子会社は、営業用店舗については、営業店(または各グループ店)毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店(または各グループ店)を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、当社及び連結子会社は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定し、正味売却価額については「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

# 当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

当連結会計年度において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額175百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地125百万円及び建物50百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼動資産	営業用店舗	香川県内	84百万円
稼動資産	営業用店舗	徳島県内	65百万円
稼動資産	営業用店舗	京都府内	13百万円
稼動資産	営業用店舗	東京都内	8百万円
稼動資産	営業用店舗	大阪府内	3百万円

銀行業を営む連結子会社は、営業用店舗については、営業店(または各グループ店)毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店(または各グループ店)を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、当社及び連結子会社は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定し、正味売却価額については「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

# (連結包括利益計算書関係)

# 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

		(単位:百万円)
	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
その他有価証券評価差額金	王 农和3年3月51日)	<u> </u>
当期発生額	16,289	12,063
組替調 <u>整</u> 額	1,109	1,045
	17,399	13,108
税効果額	5,028	3,961
- その他有価証券評価差額金	12,370	9,146
――――――――――――――――――――――――――――――――――――		
当期発生額	2	2
組替調 <u>整</u> 額	0	1
税効果調整前	1	1
税効果額	0	0
	1	1
退職給付に係る調整額		
当期発生額	1,951	158
組替調整額	237	188
税効果調整前	2,188	29
税効果額	666	9
退職給付に係る調整額	1,522	20
その他の包括利益合計	13,893	9,168

#### (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

					(11=+110)
	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	163,728	ı	1	163,728	
合計	163,728	ı	1	163,728	
自己株式					
普通株式	4,928	480	1,594	3,814	(注)
合計	4,928	480	1,594	3,814	

- (注) 1.普通株式の自己株式の増加480千株は取締役会決議による自己株式の取得による増加480千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であり、減少1,594千株は新株予約権の権利行使による減少628千株及び従業員持株ESOP信託から従業員持株会への売却による減少965千株であります。
  - 2. 従業員持株ESOP信託所有の自己株式は、当連結会計年度期首株式数に2,901千株及び当連結会計年度末株式数に1,936千株含まれております。

### 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

	新株予約権 新株予約権 の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			业油社会制			
区分			当連結会計年度		当連結会計 当連結会 年度末残高	摘要		
		類	年度期首	増加	減少	計年度末	(百万円)	
	ストック・							
   当社	オプション						1,224	
=1L	⇒☆		-			1,224		
	株予約権							
合計				-			1,224	

# 3.配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年6月24日 定時株主総会	普通株式	646	4.00	令和2年3月31日	令和 2 年 6 月25日
令和 2 年11月12日 取締役会	普通株式	649	4.00	令和2年9月30日	令和 2 年12月 8 日

(注) 令和2年6月24日の定時株主総会の決議に基づく「配当金の総額」には、従業員持株ESOP信託に対する配当金11百万円を含めております。また、令和2年11月12日の取締役会の決議に基づく「配当金の総額」には、従業員持株ESOP信託に対する配当金9百万円を含めております。

# (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年6月29日 定時株主総会	普通株式	647	利益剰余金	4.00	令和3年3月31日	令和3年6月30日

(注) 令和3年6月29日の定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株ESOP信託に対する配当金7百万円を含めております。

# 当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

					( 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	163,728	1	ı	163,728	
合計	163,728	1	1	163,728	
自己株式					
普通株式	3,814	680	1,470	3,024	(注)
合計	3,814	680	1,470	3,024	

- (注) 1.普通株式の自己株式の増加680千株は取締役会決議による自己株式の取得による増加679千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であり、減少1,470千株は新株予約権の権利行使による減少426千株及び従業員持株ESOP信託から従業員持株会への売却による減少1,044千株であります。
  - 2. 従業員持株ESOP信託所有の自己株式は、当連結会計年度期首株式数に1,936千株及び当連結会計年度末株式数に891千株含まれております。

# 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分 新株予約権 の内訳		新株予約権	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計	
		の目的とな る株式の種		当連結会計	当連結会計年度		山油社会   年	年度末残高
		類	年度期首	増加	減少	計年度末	(百万円)	
	ストック・							
当社	オプション			_			1,215	
= 1±1	としての新			-			1,213	
	株予約権							
- 合計 -			1,215					

### 3.配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年6月29日 定時株主総会	普通株式	647	4.00	令和3年3月31日	令和3年6月30日
令和3年11月12日 取締役会	普通株式	727	4.50	令和3年9月30日	令和 3 年12月 8 日

(注) 令和3年6月29日の定時株主総会の決議に基づく「配当金の総額」には、従業員持株ESOP信託に対する配当金7百万円を含めております。また、令和3年11月12日の取締役会の決議に基づく「配当金の総額」には、従業員持株ESOP信託に対する配当金6百万円を含めております。

# (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1 株当たり 配当額 ( 円 )	基準日	効力発生日
令和 4 年 6 月28日 定時株主総会	普通株式	727	利益剰余金	4.50円	令和4年3月31日	令和 4 年 6 月29日

(注) 令和4年6月28日の定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株ESOP信託に対する配当金4百万円を含めております。

# (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

#### 1.現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
現金預け金勘定	520,145百万円	537,955百万円
日本銀行への預け金以外の預け金	5,439百万円	5,141百万円
現金及び現金同等物	514,705百万円	532,813百万円

(リース取引関係)

(借手側)

- 1.ファイナンス・リース取引
- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

事務機器、ATM及び車両であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

# 2.オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
1年内	166	125
1年超	655	877
合計	822	1,002

(貸手側)

# 1.リース投資資産の内訳

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
リース料債権部分	10,424	10,856
見積残存価額部分	5	5
受取利息配当額()	859	914
リース投資資産	9,570	9,948

# 2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額 前連結会計年度(令和3年3月31日)

(単位:百万円)

	リース債権	リース投資資産
1年以内	26	3,232
1年超2年以内	26	2,641
2年超3年以内	18	1,997
3年超4年以内	18	1,363
4年超5年以内	11	772
5年超	0	416

# 当連結会計年度(令和4年3月31日)

	リース債権	リース投資資産
1 年以内	27	3,329
1年超2年以内	19	2,680
2年超3年以内	18	2,036
3年超4年以内	12	1,414
4年超5年以内	1	739
5 年超	0	656

#### (金融商品関係)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金、貸出金業務等の銀行業務を中心に各種金融サービスを提供しております。銀行業務を行うに当たっては、地域における持続的かつ安定的な金融仲介機能を発揮するため、必要な資金を地域の企業及び個人等から預金及び譲渡性預金により調達し、地域の企業及び個人等に対する貸出金により運用するとともに、一部は金融市場等で有価証券により運用しております。

当社グループが保有する貸出金、有価証券等の金融資産と預金等の金融負債は期間構造が異なるため、市場の金利変動に伴うリスクに晒されていることから、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行い、市場リスクを適切にコントロールして安定的な収益を確保できる運営に努めております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。貸出金は、主に地域の中小企業者に対する事業性貸出及び個人に対する消費性ローンであり、貸出先の倒産や債務不履行等による信用リスクに晒されており、有価証券は、主に株式及び債券であり、発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動に伴う市場リスクに晒されております。

金融負債は、主として地域の企業及び個人等からの預金であり、当社グループの信用状況等の変化や予期せぬ経済環境等の変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、顧客の輸出入予約のヘッジ取引を目的とした為替予約取引、及び貸出金の金利リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、信用リスク及び市場リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスクの管理

当社グループは、信用リスクに関する諸規程・基準に基づき、営業推進部門から独立した与信管理部門において、適切な信用リスクの管理を行っております。また、信用リスクの管理の状況については、定期的に開催されるグループリスク管理委員会等において審議・報告される体制としております。さらに、信用リスクの管理の状況については、監査部門による内部監査を実施しております。

また、信用リスク管理の高度化を図るため行内格付制度を導入し、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリング等に活用しております。与信ポートフォリオについては、業種集中度合いや大口集中度合い等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や取引状況を定期的に把握・管理しております。

# 市場リスクの管理

当社グループは、市場リスク管理に関する諸規程・マニュアルに基づき、適切な市場リスクの管理を行っております。また、市場リスクの管理の状況については、定期的に開催されるグループリスク管理委員会等において審議・報告される体制としております。さらに、市場リスクの管理の状況については、監査部門による内部監査を実施しております。

有価証券運用部門では市場運用部門(フロント・オフィス)、市場リスク管理部門(ミドル・オフィス)及び事務管理部門(バック・オフィス)を明確に区分して相互牽制機能が発揮できる態勢とし、適切な市場リスクの管理を行っております。また、市場動向・損益状況については月次でグループリスク管理委員会等へ報告し、損失拡大時や市況変動の激しい時等については、随時にグループリスク管理委員会の開催を要請し、早急な対応を実施しております。

当社グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「商品有価証券」、「金銭の信託」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「譲渡性預金」、「借用金」及び「デリバティブ取引」であります。これらのうちの大部分を保有する株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行においては、市場リスクのVaRを算定しております。当社グループでは、算定したVaRがリスク限度枠の範囲内となるように適切にコントロールしながら収益確保に努めております。VaRの算定にあたっては、分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年)を採用しております。令和3年3月31日現在における市場リスク量は23,574百万円(うち株式会社徳島大正銀行10,545百万円、株式会社香川銀行13,029百万円)であります。令和4年3月31日現在における市場リスク量は20,062百万円(うち株式会社徳島大正銀行8,391百万円、株式会社香川銀行11,671百万円)であります。なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

#### 流動性リスクの管理

当社グループは、流動性リスク管理に関する諸規程・マニュアルに基づき、適切な流動性リスクの管理を 行っております。また、流動性リスクの管理の状況については、定期的に開催されるグループリスク管理委員 会等において審議・報告される体制としております。さらに、流動性リスクの管理の状況については、監査部 門による内部監査を実施しております。

また、資金繰り担当部門は、安定した資金繰り運用に努めるとともに、不測の事態に備え、流動性の高い資産を準備するなど日々状況を把握しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### 2.金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金、外国為替(資産・負債)は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(令和3年3月31日)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	495	495	-
(2) 金銭の信託	3,855	3,855	-
(3)有価証券			
満期保有目的の債券	22,887	22,931	43
その他有価証券	666,314	666,314	-
(4)貸出金	3,083,708		
貸倒引当金(*1)	21,611		
	3,062,096	3,072,343	10,247
資産計	3,775,651	3,765,941	10,290
(1)預金	3,827,292	3,827,777	484
(2)譲渡性預金	68,979	68,985	6
(3)借用金	202,817	202,824	6
負債計	4,099,089	4,099,587	497
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,032)	(3,032)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(28)	(28)	-
デリバティブ取引計	(3,061)	(3,061)	-

<sup>(\*1)</sup> 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

<sup>(\*2)</sup> デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	436	436	-
(2) 金銭の信託	1,327	1,327	-
(3)有価証券			
満期保有目的の債券	27,199	27,256	57
その他有価証券	689,451	689,451	-
(4)貸出金	3,229,950		
貸倒引当金(*1)	21,404		
	3,208,546	3,218,020	9,473
資産計	3,926,961	3,936,492	9,531
(1)預金	3,948,642	3,949,035	392
(2)譲渡性預金	113,501	113,506	5
(3)借用金	243,775	243,790	15
負債計	4,305,919	4,306,332	413
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(6,160)	(6,160)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(32)	(32)	-
デリバティブ取引計	(6,193)	(6,193)	-

- (\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。
- (注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

区分	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
非上場株式(*1)(*2)	8,153	7,950
組合出資金(*3)	2,132	3,288

- (\*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (\*2) 前連結会計年度において、非上場株式について259百万円減損処理を行なっております。 当連結会計年度において、非上場株式について202百万円減損処理を行なっております。
- (\*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

# (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 前連結会計年度(令和3年3月31日)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	479,918	-			-	-
コールローン及び買入手形	-	-	-	-	-	-
有価証券	88,975	119,670	109,133	64,366	170,726	43,174
満期保有目的の債券	2,542	8,986	10,907	451	-	-
うち国債	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	2,542	8,986	10,907	451	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち満 期があるもの	86,433	110,684	98,226	63,914	170,726	43,174
うち国債	16,400	16,300	-	-	14,700	24,700
地方債	21,628	18,866	42,063	20,860	45,025	-
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	29,044	47,194	25,160	19,658	14,810	-
その他	19,359	28,323	31,002	23,396	96,191	18,474
貸出金(*2)	624,062	492,907	384,756	275,467	326,488	704,123
合計	1,192,956	612,578	493,890	339,833	497,214	747,297

<sup>(\*1)</sup> 預け金のうち、期間の定めのないものについては、「1年以内」に含めて開示しております。

<sup>(\*2)</sup> 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない54,434百万円、 期間の定めのないもの221,468百万円は含めておりません。

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	499,831	-	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	-	-	-	-	-	-
有価証券	59,394	108,762	143,093	97,998	179,558	46,683
満期保有目的の債券	4,443	10,201	12,341	212	-	-
うち国債	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	4,443	10,201	12,341	212	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち満 期があるもの	54,950	98,561	130,751	97,786	179,558	46,683
うち国債	7,200	9,100	-	-	19,800	36,000
地方債	9,627	19,291	60,993	53,539	24,876	-
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	32,042	27,424	29,928	11,008	8,910	-
その他	6,081	42,745	39,829	33,239	125,971	10,683
貸出金(*2)	643,209	521,387	387,355	277,480	337,847	763,555
合計	1,202,436	630,150	530,448	375,479	517,405	810,239

- (\*1) 預け金のうち、期間の定めのないものについては、「1年以内」に含めて開示しております。
- (\*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない56,098百万円、 期間の定めのないもの243,016百万円は含めておりません。

# (注3) 借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(令和3年3月31日)

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10年以内	10年超
預金 (*1)	3,583,784	210,824	32,098	325	259	-
譲渡性預金	66,179	2,800	-	-	-	-
コールマネー及び売渡手形	23,000	-	-	-	-	-
借用金(*2)	179,057	22,795	965	ı	-	-
合計	3,852,021	236,419	33,063	325	259	-

- (\*1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。
- (\*2) 借用金のうち、期間の定めのないものについては、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(令和4年3月31日)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10年以内	10年超
預金 (*1)	3,697,008	223,334	27,784	277	237	-
譲渡性預金	113,501	-	-	-	-	-
コールマネー及び売渡手形	-	-	-	-	-	-
借用金(*2)	239,455	3,015	1,305	-	-	-
合計	4,049,965	226,349	29,089	277	237	-

- (\*1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。
- (\*2) 借用金のうち、期間の定めのないものについては、「1年以内」に含めて開示しております。

#### 3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(令和4年3月31日)

□ A	時価(百万円)					
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
金銭の信託	-	1,327	-	1,327		
商品有価証券及び有価証券						
売買目的有価証券						
国債・地方債等	142	293	-	436		
その他有価証券						
国債・地方債等	70,817	168,930	-	239,747		
社債	-	88,040	21,187	109,228		
株式	38,038	-	-	38,038		
その他	55,277	124,899	-	180,176		
デリバティブ取引						
通貨関連	1	2,083	-	2,083		
資産計	164,276	385,574	21,187	571,038		
デリバティブ取引						
金利関連	-	2	-	2		
通貨関連	1	8,274	-	8,274		
負債計	1	8,276	-	8,276		

<sup>(\*) 「</sup>時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)第26項に定める 経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額 は122,260百万円であります。

# (2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(令和4年3月31日)

区分	時価(百万円)					
<b>运</b> 力	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券						
社債	-	-	27,256	27,256		
貸出金	-	-	3,218,020	3,218,020		
資産計	-	-	3,245,277	3,245,277		
預金	-	3,949,035	-	3,949,035		
譲渡性預金	-	113,506	-	113,506		
借用金	-	236,000	7,790	243,790		
負債計	-	4,298,542	7,790	4,306,332		

# (注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 資 産

#### 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について は、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によって おります。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の 時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。 商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の 時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主 に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

私募債については、元利金の合計額を、信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン(住宅ローン及び消費者ローン)については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

#### 負債

### 預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

# 借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される 利率で割り引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)及び通貨関連取引(為替予約等)であり、取引金融機関から提示された価格や、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法により算定しております。

それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。

#### (注2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当連結会計年度(令和4年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	現在価値技法	信用スプレッド	0.00% ~ 0.57%	0.06%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 当連結会計年度(令和4年3月31日)

(単位:百万円)

		当期の損益又はその他の包括利益		購入、売	レベル 3	レベル3		当期の損 益に計上 した額の うち連結 貸借対照
	期首残高	損益に計 上	その他の 包括利益 に 計 上 (*)	却、発行 及び決済 の純額	の時価への振替	らの振替	期末残高	表いす資金の おいて ま る を 会 を 会 を 会 を 会 を う で る た り し る を り し る し り し り し り し し り し し し し し し し し
有価証券								
その他有価証券								
私募債	20,171	-	8	1,024	-	-	21,187	-

(\*) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

#### (3) 時価の評価のプロセスの説明

当行グループは、市場リスク管理部門(ミドル・オフィス)において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って事務管理部門(バック・オフィス)が時価を算定しております。算定された時価は、市場リスク管理部門(ミドル・オフィス)において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理統括部署に報告され、時価の算定方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

#### (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。このイン プットの著しい増加(減少)は、それ単独では、時価の著しい低下(上昇)を生じさせることとなります。

# (有価証券関係)

- 1.連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
- 2.「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

# 1. 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (令和 3 年 3 月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	5百万円	3百万円

# 2.満期保有目的の債券

前連結会計年度(令和3年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超え	短期社債	-	-	-
気表計工顔を超え   るもの	社債	14,895	15,066	171
	その他	-	-	-
	小計	14,895	15,066	171
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超え	短期社債	-	-	-
ないもの	社債	7,992	7,864	127
	その他	-	-	-
	小計	7,992	7,864	127
合計		22,887	22,931	43

# 当連結会計年度(令和4年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超え	短期社債	-	-	-
気表引工額を超え   るもの	社債	18,489	18,674	185
	その他	-	-	-
	小計	18,489	18,674	185
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
時価が連結貸借対	短期社債	-	•	-
照表計上額を超えないもの	社債	8,709	8,582	127
	その他	-	-	-
	小計	8,709	8,582	127
合計		27,199	27,256	57

# 3 . その他有価証券

# 前連結会計年度(令和3年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	33,264	20,894	12,369
	債券	156,220	155,087	1,132
	国債	34,318	33,843	474
連結貸借対照表計   上額が取得原価を	地方債	58,455	58,295	159
超えるもの	短期社債	-	-	-
	社債	63,446	62,948	498
	その他	172,303	157,259	15,044
	小計	361,788	333,241	28,546
	株式	8,467	8,941	474
	債券	201,516	202,392	876
	国債	38,189	38,497	308
連結貸借対照表計	地方債	91,223	91,307	83
上額が取得原価を   超えないもの	短期社債	-	-	-
	社債	72,103	72,587	484
	その他	94,542	97,244	2,701
	小計	304,526	308,578	4,052
合計		666,314	641,820	24,494

# 当連結会計年度(令和4年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	29,285	18,081	11,204
	債券	67,212	66,626	585
	国債	16,443	16,274	168
連結貸借対照表計	地方債	10,856	10,813	43
上額が取得原価を   超えるもの	短期社債	-	-	-
	社債	39,912	39,538	373
	その他	121,964	111,279	10,684
	小計	218,462	195,988	22,474
	株式	8,752	9,638	885
	債券	281,763	284,191	2,427
	国債	54,374	55,782	1,408
連結貸借対照表計	地方債	158,073	158,711	638
上額が取得原価を   超えないもの	短期社債	-	-	•
	社債	69,316	69,697	381
	その他	180,958	188,757	7,798
	小計	471,475	482,587	11,112
合計		689,937	678,575	11,362

4 . 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日) 該当ありません。

当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日) 該当ありません。

#### 5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	23,311	3,285	1,208
債券	21,520	40	278
国債	20,851	36	273
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	668	3	5
その他	53,167	2,395	3,972
合計	97,999	5,721	5,459

#### 当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	12,680	1,342	756
債券	26,165	84	224
国債	16,145	67	209
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	10,020	17	14
その他	71,599	2,164	1,949
合計	110,445	3,591	2,930

#### 6.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度において減損処理額は、1,370百万円(うち株式732百万円、その他638百万円)であります。 当連結会計年度における減損処理額は、0百万円(うち株式0百万円、その他-百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

# (金銭の信託関係)

# 1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(令和3年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	3,855	-

# 当連結会計年度(令和4年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	1,327	-

# 2.満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(令和3年3月31日) 該当ありません。

当連結会計年度(令和4年3月31日) 該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(令和3年3月31日) 該当ありません。

当連結会計年度(令和4年3月31日) 該当ありません。

# (その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

# 前連結会計年度(令和3年3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	24,493
その他有価証券	24,493
その他の金銭の信託	-
( )繰延税金負債	7,392
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	17,101
( ) 非支配株主持分相当額	282
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	16,819

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額 0百万円(損)を含めております。

### 当連結会計年度(令和4年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	11,385
その他有価証券	11,385
その他の金銭の信託	-
( )繰延税金負債	3,430
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	7,954
( ) 非支配株主持分相当額	224
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評	_
価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	7,730

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額23百万円(益)を含めております。

# (デリバティブ取引関係)

# 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### (1) 金利関連取引

# 前連結会計年度(令和3年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ 受取変動・支払固定	588	588	5	5
	又	500	500	5	3
	合計			5	5

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

### 当連結会計年度(令和4年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	581	81	2	2
合計				2	2

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

# (2) 通貨関連取引

# 前連結会計年度(令和3年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	為替予約				
店頭		178,718	352	3,219	3,219
	買建	23,678	351	192	192
	合計			3,027	3,027

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

# 当連結会計年度(令和4年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)		
	為替予約						
店頭	売建	224,374	136	7,911	7,911		
	買建	33,982	268	1,752	1,752		
合計				6,158	6,158		

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

# (3) 株式関連取引

前連結会計年度(令和3年3月31日) 該当ありません。

当連結会計年度(令和4年3月31日) 該当ありません。

### (4)債券関連取引

前連結会計年度(令和3年3月31日) 該当ありません。

当連結会計年度(令和4年3月31日) 該当ありません。

#### (5) 商品関連取引

前連結会計年度(令和3年3月31日) 該当ありません。

当連結会計年度(令和4年3月31日) 該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(令和3年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(令和4年3月31日) 該当ありません。

# 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結 決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおり であります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではあり ません。

# (1) 金利関連取引

前連結会計年度(令和3年3月31日)

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)		
金利スワップの	金利スワップ						
特例処理	受取変動・支払固定	貸出金	262	-	(注)		
合計					-		

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(令和4年3月31日) 該当ありません。

# (2) 通貨関連取引

### 前連結会計年度(令和3年3月31日)

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の貸出金	431	-	28
合計					28

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

# 当連結会計年度(令和4年3月31日)

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の貸出金	431	-	32
合計					32

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

# (3) 株式関連取引

前連結会計年度(令和3年3月31日) 該当ありません。 当連結会計年度(令和4年3月31日) 該当ありません。

### (4)債券関連取引

前連結会計年度(令和3年3月31日) 該当ありません。 当連結会計年度(令和4年3月31日) 該当ありません。

# (退職給付関係)

### 1.採用している退職給付制度の概要

徳島大正銀行及び香川銀行は、確定給付型の制度(企業年金基金制度)と確定拠出年金制度を併設し、これについては退職給付信託を設定しております。この他、徳島大正銀行は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

また、一部の連結子会社は、確定給付型の退職一時金制度を採用しております。

### 2.確定給付制度

# (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
退職給付債務の期首残高	12,736	12,404
勤務費用	492	451
利息費用	92	95
数理計算上の差異の発生額	109	57
退職給付の支払額	808	718
過去勤務費用の発生額	-	-
その他	-	-
退職給付債務の期末残高	12,404	12,290

# (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
年金資産の期首残高	15,643	17,575
期待運用収益	116	162
数理計算上の差異の発生額	1,842	215
事業主からの拠出額	747	749
退職給付の支払額	774	700
その他	-	-
年金資産の期末残高	17,575	18,002

### 有価証券報告書

# (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資 産の調整表

(百万円)

		(17313)
区分	前連結会計年度 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	12,392	12,277
年金資産	17,575	18,002
	5,183	5,725
非積立型制度の退職給付債務	11	13
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,171	5,712
退職給付に係る負債	154	148
退職給付に係る資産	5,325	5,860
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,171	5,712

### (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

		(11711)
区分	前連結会計年度 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	492	451
利息費用	92	95
期待運用収益	116	162
過去勤務費用の費用処理額	48	56
数理計算上の差異の費用処理額	188	244
その他	-	-
確定給付制度に係る退職給付費用	705	196

# (5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
過去勤務費用	48	56
数理計算上の差異	2,140	86
その他	-	-
合計	2,188	29

### (6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
未認識過去勤務費用	227	170
未認識数理計算上の差異	1,355	1,268
その他	-	-
合計	1,128	1,098

# (7)年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月31日)
債券	39%	44%
株式	30%	31%
現金及び預金	2%	2%
一般勘定	5%	5%
その他	22%	16%
合計	100%	100%

<sup>(</sup>注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度は13%、当連結会計年度は14%含まれております。

### 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する 多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

### (8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

区分	前連結会計年度 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月31日)	
割引率	0.7% ~ 0.8%	0.8% ~ 0.9%	
長期期待運用収益率	0.7% ~ 0.8%	0.9% ~ 1.0%	
予想昇給率	2.9% ~ 5.9%	3.0% ~ 5.9%	

### 3.確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度160百万円、当連結会計年度155百万円であります。

# (ストック・オプション等関係)

# 1.ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業経費	192百万円	160百万円

# 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

# (1) ストック・オプションの内容

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
付与対象者の区分	当社、株式会社徳島銀	当社、株式会社徳島銀	当社、株式会社徳島銀	当社、株式会社徳島銀
及び人数	行及び株式会社香川銀  行の全取締役21名	│行及び株式会社香川銀 │行の全取締役21名	行及び株式会社香川銀  行の全取締役22名	行及び株式会社香川銀 行の取締役22名
株式の種類別の				
ストック・オプ	普通株式 546,000株	普通株式 550,400株	普通株式 513,400株	普通株式 378,000株
ションの数(注)				
付与日	平成23年7月25日	平成24年7月23日	平成25年7月24日	平成26年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めて いない	同左	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定めて いない	同左	同左	同左
権利行使期間	平成23年7月26日から 平成53年7月25日まで	平成24年7月24日から 平成54年7月23日まで	平成25年7月25日から 平成55年7月24日まで	平成26年7月25日から 平成56年7月24日まで

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社、株式会社徳島銀 行及び株式会社香川銀 行の取締役22名	当社、株式会社徳島銀   行、株式会社香川銀行   及び株式会社大正銀行   の取締役31名	当社、株式会社徳島銀   行、株式会社香川銀行   及び株式会社大正銀行   の取締役31名	当社、株式会社徳島銀 行、株式会社香川銀行 及び株式会社大正銀行 の取締役31名
株式の種類別の				
ストック・オプ	普通株式 295,200株	普通株式 778,500株	普通株式 433,600株	普通株式 526,700株
ションの数(注)				
付与日	平成27年7月23日	平成28年7月21日	平成29年7月20日	平成30年7月25日
権利確定条件	権利確定条件は定めて いない	同左	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定めて いない	同左	同左	同左
権利行使期間	平成27年 7 月24日から 平成57年 7 月23日まで	平成28年7月22日から 平成58年7月21日まで	平成29年7月21日から 平成59年7月20日まで	平成30年 7 月26日から 平成60年 7 月25日まで

	平成31年	令和 2 年	令和3年
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社、株式会社徳島銀 行、株式会社香川銀行 及び株式会社大正銀行 の取締役29名	当社、株式会社徳島大 正銀行及び株式会社香 川銀行の取締役30名	当社、株式会社徳島大 正銀行及び株式会社香 川銀行の取締役28名
株式の種類別の ストック・オプ ションの数 (注)	普通株式 656,800株	普通株式 683,100株	普通株式 589,000株
付与日	令和元年7月24日	令和 2 年 7 月22日	令和3年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めて いない	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定めて いない	同左	同左
権利行使期間	令和元年7月25日から 令和31年7月24日まで	令和2年7月27日から 令和32年7月26日まで	令和3年7月26日から 令和33年7月25日まで

<sup>(</sup>注) 株式数に換算して記載しております。

# (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(令和4年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	<u> </u>			
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	183,400	219,200	214,900	171,200
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	183,400	219,200	214,900	171,200
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション	平成29年 ストック・オプション	平成30年 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	139,900	509,000	324,600	426,000
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	8,900	102,600	58,200	74,800
未確定残	131,000	406,400	266,400	351,200
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	8,900	102,600	58,200	74,800
権利行使	8,900	102,600	58,200	74,800
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	平成31年	令和2年	令和3年
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	577,600	683,100	-
付与	-	-	589,000
失効	-	-	-
権利確定	102,000	79,700	-
未確定残	475,600	603,400	589,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	102,000	79,700	-
権利行使	102,000	79,700	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

### 単価情報

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
権利行使価格	1 株当たり 1円	1 株当たり 1円	1 株当たり 1円	1 株当たり 1円
行使時平均株価	- 円	- 円	- 円	· 円
付与日における公正な 評価単価	1 株当たり 317円	1 株当たり 270円	1 株当たり 353円	1株当たり 385円

	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション	平成29年 ストック・オプション	平成30年 ストック・オプション
権利行使価格	1 株当たり 1円	1 株当たり 1円	1 株当たり 1円	1 株当たり 1円
行使時平均株価	298円	298円	298円	298円
付与日における公正な 評価単価	1 株当たり 530円	1 株当たり 310円	1 株当たり 489円	1 株当たり 438円

	平成31年 ストック・オプション	令和 2 年 ストック・オプション	令和 3 年 ストック・オプション
権利行使価格	1 株当たり 1円	1 株当たり 1円	1 株当たり 1円
行使時平均株価	298円	298円	- 円
付与日における公正な 評価単価	1 株当たり 314円	1 株当たり 302円	1 株当たり 246円

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された令和3年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1)使用した評価技法

ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

		令和 3 年ストック・オプション
株価変動性	(注1)	32.6%
予想残存期間	(注2)	6.8年
予想配当	(注3)	1 株当たり 8円
無リスク利子率	(注4)	0.14%

- (注)1.平成26年9月29日の週から令和3年7月12日の週までの株価の実績に基づき、週次で算出しております。
  - 2.就任から退任までの平均的な期間、就任から発行日時点までの期間などから割り出した発行日時点での取締役の平均残存在任期間によって見積もっております。
  - 3. 令和3年3月期の配当実績
  - 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り
  - 4.ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

# (税効果会計関係)

# 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (令和 3 年 3 月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	33百万円	60百万円
貸倒引当金	6,361	6,030
減価償却費	1,074	944
未払事業税	186	228
有価証券評価損	767	667
退職給付に係る負債	34	37
連結会社間内部利益消去	20	33
その他	1,799	1,777
繰延税金資産小計	10,277	9,780
評価性引当額	5,266	4,990
繰延税金資産合計	5,011	4,790
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	7,590	3,621
退職給付に係る資産	1,148	1,306
時価評価による簿価修正額	980	961
その他	125	109
繰延税金負債合計	9,845	5,999
繰延税金資産(負債)の純額		1,209百万円

# 2.連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
法定実効税率	30.4%	- %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.1	-
住民税均等割	0.6	-
評価性引当額の増減	5.4	-
連結調整分	4.8	-
その他	0.1	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.6%	- %

<sup>(</sup>注) 当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

# (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

### ィ. 当該資産除去債務の概要

当社グループの一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務及び不動産賃貸契約に係る原状回復義務に関して資産除去債務を計上しております。

### 口. 当該資産除去債務の金額の算定方法

有害物質を除去する義務については、将来の資産除去に係る費用全額を、資産除去債務の金額としております。 不動産賃貸契約に係る原状回復義務については、使用見込期間を取得から1年~50年と見積り、割引率は 0.13%~2.30%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

### 八. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
期首残高	396百万円	488百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	25	4
時の経過による調整額	2	2
資産除去債務の履行による減少額	43	183
その他の増減額( は減少)	107	3
期末残高	488百万円	314百万円

### (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

	(十四・口/川コ)
区分	当連結会計年度 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月31日)
役務取引等収益	6,901
預金・貸出金業務	790
為替業務	1,602
証券関連業務	1,751
代理業務	403
保護預り・貸金庫業務	73
その他業務	2,278
顧客との契約から生じる経常収益	6,901
上記以外の経常収益	63,434
その他業務 顧客との契約から生じる経常収益	2,278 6,901

(注) 役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

### (セグメント情報等)

### 【セグメント情報】

### 1.報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社グループは、銀行業を中心とした金融サービス業務を提供しており、銀行業及びリース業を報告セグメントとしております。

2.報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

事業セグメントの利益は、経常利益としております。また、セグメント間の内部経常収益は、外部顧客に対する経常収益と同一の決定方法による取引価格に基づいた金額であります。

3.報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報 前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位:百万円)

						•	
	幸	B告セグメン l	`	その他	合計	調整額	連結財務
	銀行業	リース業	計	<u> </u>	Ī	明正识	諸表計上額
経常収益							
外部顧客に対する経常 収益	63,030	6,365	69,396	1,291	70,687	-	70,687
セグメント間の内部経 常収益	217	125	343	3,564	3,907	3,907	-
計	63,248	6,491	69,739	4,855	74,595	3,907	70,687
セグメント利益	13,853	178	14,031	1,931	15,963	1,470	14,493
セグメント資産	4,392,993	16,901	4,409,894	103,378	4,513,272	105,369	4,407,903
セグメント負債	4,159,040	14,118	4,173,158	7,381	4,180,540	15,820	4,164,719
その他の項目							
減価償却費	1,894	30	1,924	39	1,964	15	1,949
資金運用収益	47,765	22	47,788	1,703	49,491	1,571	47,919
資金調達費用	1,520	86	1,606	30	1,636	90	1,545
特別利益	33	-	33	0	33	-	33
固定資産処分益	33	-	33	0	33	-	33
特別損失	706	-	706	0	706	-	706
減損損失	605	-	605	-	605	-	605
税金費用	3,514	6	3,521	155	3,676	3	3,680
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,530	78	3,609	14	3,623	8	3,615

- (注) 1.一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連 結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
  - 2.「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、カード業及びベンチャーキャピタル業等が含まれております。
  - 3.調整額は、次のとおりであります。
    - (1) セグメント利益の調整額 1,470百万円は、セグメント間取引消去等であります。
    - (2) セグメント資産の調整額 105,369百万円は、セグメント間取引消去等であります。
    - (3) セグメント負債の調整額 15,820百万円は、セグメント間取引消去等であります。
    - (4)減価償却費の調整額のうち18百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であり、 33百万円はセグメント間取引消去であります。
    - (5) 資金運用収益の調整額 1,571百万円は、セグメント間取引消去であります。
    - (6) 資金調達費用の調整額 90百万円は、セグメント間取引消去であります。
    - (7) 税金費用の調整額3百万円は、セグメント間取引消去であります。
    - (8) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 8百万円は、セグメント間取引消去であります。
  - 4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

### 当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:百万円)

						( -	位・日ハロ)	
	幸	B告セグメント	,	その他	合計	調整額	連結財務	
	銀行業	リース業	計	ての他	口削	神笼铁	諸表計上額	
経常収益								
外部顧客に対する経常 収益	62,467	6,615	69,083	1,251	70,335	-	70,335	
セグメント間の内部経 常収益	213	111	324	3,352	3,677	3,677	-	
計	62,681	6,727	69,408	4,604	74,013	3,677	70,335	
セグメント利益	18,549	131	18,680	1,809	20,489	1,357	19,132	
セグメント資産	4,580,611	17,199	4,597,810	103,611	4,701,422	105,365	4,596,057	
セグメント負債	4,343,992	14,251	4,358,244	7,432	4,365,676	15,349	4,350,327	
その他の項目								
減価償却費	1,974	26	2,000	46	2,046	18	2,028	
資金運用収益	47,798	15	47,814	1,611	49,426	1,402	48,023	
資金調達費用	1,121	86	1,207	26	1,234	85	1,148	
特別利益	437	-	437	-	437	-	437	
固定資産処分益	220	-	220	-	220	-	220	
特別損失	591	-	591	214	806	1	805	
減損損失	175	-	175	-	175	-	175	
税金費用	5,379	13	5,365	163	5,528	13	5,515	
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,749	30	1,779	145	1,924	72	1,852	

- (注) 1.一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
  - 2.「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、カード業及びベンチャーキャピタル業等が含まれております。
  - 3.調整額は、次のとおりであります。
    - (1) セグメント利益の調整額 1,357百万円は、セグメント間取引消去等であります。
    - (2) セグメント資産の調整額 105,365百万円は、セグメント間取引消去等であります。
    - (3) セグメント負債の調整額 15,349百万円は、セグメント間取引消去等であります。
    - (4)減価償却費の調整額のうち20百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であり、39百万円はセグメント間取引消去であります。
    - (5) 資金運用収益の調整額 1,402百万円は、セグメント間取引消去であります。
    - (6) 資金調達費用の調整額 85百万円は、セグメント間取引消去であります。
    - (7)特別損失の調整額 1百万円は、セグメント間取引消去であります。
    - (8) 税金費用の調整額 13百万円は、セグメント間取引消去であります。
    - (9) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 72百万円は、セグメント間取引消去であります。
  - 4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

### 【関連情報】

前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

### 1.サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	38,934	14,471	6,343	10,938	70,687

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

### 2.地域ごとの情報

### (1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

### 1.サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	39,573	11,750	6,600	12,411	70,335

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

### 2.地域ごとの情報

# (1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

# (2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

# 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント		,	その供	その他 合計		連結財務
	銀行業	リース業	計	ての他	ロ前	調整額	諸表計上額
減損損失	605	-	605	-	605	-	605

当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:百万円)

	幸	B告セグメンΙ	-	その他	合計	調整額	連結財務
	銀行業	リース業	計	ての他	ロ前	神空铁	諸表計上額
減損損失	175	-	175	-	175	-	175

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日) 該当事項はありません。

### 【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

- 1.関連当事者との取引
  - (1)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者の取引 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員 の近親者	橋本正司	-	当社取締役 (監査等委員)橋本潤 子の配偶者	(被所有) 直接 0.0	銀行取引	資金貸付	,	貸出金	13

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件等は一般取引先と同様であります。

当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

- 1.関連当事者との取引
  - (1) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員 の近親者	橋本正司	-	当社取締役 (監査等委 員)橋本潤 子の配偶者	(被所有) 直接 0.0	銀行取引	資金貸付	-	貸出金	11
役員 の近親者	三木勝彦	-	当社常務取 締役 関 幹生の配偶 者の弟	-	銀行取引	資金貸付	5	貸出金	11

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件等は一般取引先と同様であります。

### (1株当たり情報)

( 1 11 - 1 - 2 113 112 )		
	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	1,494円87銭	1,506円59銭
1株当たり当期純利益	62円51銭	81円53銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	61円26銭	79円81銭

# (注)1.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	-	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	243,183	245,730
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	4,131	3,613
うち新株予約権	百万円	1,224	1,215
うち非支配株主持分	百万円	2,907	2,398
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	239,051	242,116
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	159,914	160,704

2 . 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1 株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	9,984	13,062
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	9,984	13,062
普通株式の期中平均株式数	千株	159,712	160,215
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整 額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	3,246	3,449
うち新株予約権	千株	3,246	3,449
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-
グ業品は#CODだぎが仅去する単分#サブ	- F 1	世界に11年後子苑 の管守し	- 田士発生文性土粉から 惊叹

3.従業員持株ESOP信託が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式数から控除 する自己株式に含めております(前連結会計年度1,936千株、当連結会計年度891千株)。

また、同株式を、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前連結会計年度2,439千株、当連結会計年度1,420千株)。

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

### 【連結附属明細表】

### 【社債明細表】

該当ありません。

### 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借用金	202,817	243,775	0.02	-
借入金	202,817	243,775	0.02	令和4年4月~ 期限なし
1年以内に返済予定のリース債務	99	99	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	100	8	-	令和5年4月~ 令和8年10月

(注) 1.「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。 なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結 貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2.借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	239,455	1,730	1,285	920	385
リース債務(百万円)	99	3	2	2	0

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借用金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

### 【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

### (2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益	百万円	17,278	33,526	50,415	70,335
税金等調整前四半期(当期) 純利益	百万円	5,683	9,162	14,834	18,764
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	百万円	4,489	6,795	10,787	13,062
1株当たり四半期(当期) 純利益	円	28.07	42.47	67.38	81.53

### (注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1 株当たり四半期純利益	円	28.07	14.40	24.90	14.16

その他

該当事項はありません。

# 2【財務諸表等】

# (1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位:百万円) 前事業年度 (令和3年3月31日) (令和4年3月31日)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 1,691	1 1,574
前払費用	54	53
その他	1 1,386	1 1,502
流動資産合計	3,132	3,130
固定資産	•	·
有形固定資産		
建物	6	5
車両運搬具	2	1
工具、器具及び備品	2	2
有形固定資産合計	11	9
投資その他の資産		
関係会社株式	89,386	89,386
長期前払費用	75	32
繰延税金資産	32	26
その他	3	3
投資その他の資産合計	89,497	89,448
固定資産合計	89,508	89,458
資産の部合計	92,641	92,588
負債の部		
流動負債		
1 年内返済予定の関係会社長期借入金	325	325
未払金	53	31
未払費用	4	4
未払法人税等	24	12
預り金	2	2
前受収益	43	43
賞与引当金	7	8
役員賞与引当金	20	19
債務保証損失引当金	-	213
流動負債合計	481	660
固定負債		
関係会社長期借入金	650	325
その他	75	32
固定負債合計	725	357
負債の部合計	1,206	1,018

(単位:百万円)

		(+12 + 17 ) )
	前事業年度 (令和 3 年 3 月31日)	当事業年度 (令和 4 年 3 月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	25,000	25,000
資本剰余金		
資本準備金	10,010	10,010
その他資本剰余金	53,948	53,946
資本剰余金合計	63,959	63,957
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,766	2,540
利益剰余金合計	2,766	2,540
自己株式	1,515	1,142
株主資本合計	90,210	90,355
新株予約権	1,224	1,215
純資産の部合計	91,434	91,570
負債及び純資産の部合計	92,641	92,588

# 【損益計算書】

	(単位:百万円)
前事業年度	 当事業年度

	前事業年度	当事業年度
	(自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月31日)	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
関係会社受取配当金	1 1,477	1 1,313
関係会社受入手数料	1 878	1 812
営業収益合計	2,356	2,125
営業費用		
販売費及び一般管理費	2 757	2 766
営業費用合計	757	766
営業利益	1,598	1,359
営業外収益		
受取利息	з 0	з 0
受取保証料	43	43
維収入	2	2
営業外収益合計	45	46
営業外費用		
その他	1	1
営業外費用合計	1	1
経常利益	1,642	1,403
特別利益		
固定資産処分益	0	-
特別利益合計	0	<u> </u>
特別損失		
固定資産処分損	0	-
債務保証損失引当金繰入額 		213
特別損失合計	0	213
税引前当期純利益	1,643	1,190
法人税、住民税及び事業税	69	36
法人税等調整額	0	5
法人税等合計	69	42
当期純利益	1,573	1,148

# 【株主資本等変動計算書】

# 前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本						
		資本			利益剰	<b>明余金</b>		
資本金	資本金	資本準備金	その他	資本剰余金	その他 利益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
	「具本手権並   資本剰余金   合計   合計   日本利余金   日本日本	合計	繰越利益 剰余金	合計				
当期首残高	25,000	10,010	53,983	63,994	2,489	2,489	2,015	89,468
当期変動額								
剰余金の配当					1,296	1,296		1,296
当期純利益					1,573	1,573		1,573
自己株式の取得							151	151
自己株式の処分			35	35			651	615
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	35	35	277	277	499	742
当期末残高	25,000	10,010	53,948	63,959	2,766	2,766	1,515	90,210

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,244	90,712
当期变動額		
剰余金の配当		1,296
当期純利益		1,573
自己株式の取得		151
自己株式の処分		615
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)	20	20
当期变動額合計	20	721
当期末残高	1,224	91,434

# 当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:百万円)

								<u> </u>						
		株主資本												
		資本剰余金			利益剰余金		自己株式							
資本金	資本準備金をおきる		資本剰余金	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計								
		貝平宇開立 	資本剰余金	余金 合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	25,000	10,010	53,948	63,959	2,766	2,766	1,515	90,210						
当期変動額														
剰余金の配当					1,374	1,374		1,374						
当期純利益					1,148	1,148		1,148						
自己株式の取得							202	202						
自己株式の処分			2	2			576	574						
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)														
当期変動額合計	-	-	2	2	226	226	373	145						
当期末残高	25,000	10,010	53,946	63,957	2,540	2,540	1,142	90,355						

	_	_
	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,224	91,434
当期变動額		
剰余金の配当		1,374
当期純利益		1,148
自己株式の取得		202
自己株式の処分		574
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8	8
当期变動額合計	8	136
当期末残高	1,215	91,570

### 【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物 附属設備については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:15年~18年 その他:5年~10年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に 帰属する額を計上しております。

(3) 債務保証損失引当金

債務保証損失引当金は、従業員持株ESOP信託の借入債務の弁済に備えるため、当該弁済見込額を計上しております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1)取引の概要

当社は、当社グループの成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社グループの業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」を導入しております。

当社が「トモニホールディングス従業員持株会」(以下「当社持株会」という。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は令和5年12月までに当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当社株式の議決権を、当社持株会の議決権割合に応じて行使いたします。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度末778百万円、1,936千株、当事業年度末358百万円、891千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額は前事業年度末975百万円、当事業年度末650百万円であります。

# (貸借対照表関係)

# 1.関係会社に対する資産

	前事業年度	当事業年度
	(令和3年3月31日)	(令和4年3月31日)
預金	1,535百万円	1,417百万円
未収入金	1,075百万円	1,109百万円
(損益計算書関係)		
1.関係会社に係る営業収益		
	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
関係会社受取配当金	1,477百万円	 1,313百万円
関係会社受入手数料	878百万円	812百万円
2.販売費及び一般管理費のうち、主要な	ものは次のとおりであります。	
	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
給与・手当	363百万円	360百万円
	363百万円 124百万円	360百万円 116百万円
役員報酬	124百万円	116百万円
役員報酬 株式報酬費用	124百万円 34百万円	116百万円 28百万円
役員報酬 株式報酬費用 賞与引当金繰入額	124百万円 34百万円 7百万円	116百万円 28百万円 8百万円
役員報酬 株式報酬費用 賞与引当金繰入額 役員賞与引当金繰入額	124百万円 34百万円 7百万円 20百万円	116百万円 28百万円 8百万円 19百万円
役員報酬 株式報酬費用 賞与引当金繰入額 役員賞与引当金繰入額 減価償却費	124百万円 34百万円 7百万円 20百万円	116百万円 28百万円 8百万円 19百万円

# (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

# 当事業年度(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	,
合計	-	-	-

# (注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
子会社株式	89,386	89,386
関連会社株式	1	-

# (税効果会計関係)

# 1.繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却費	3百万円	7百万円
新株予約権	42	30
その他	6	5
繰延税金資産小計	52	42
評価性引当額	20	15
繰延税金資産合計	32百万円	26百万円

# 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (令和 3 年 3 月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)	
法定実効税率	30.4%	30.4%	
(調整)			
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	5.9	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	27.6	33.8	
住民税均等割	0.3	0.4	
評価性引当額の増減	0.7	0.3	
その他	0.0	0.9	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.2%	3.5%	

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 【附属明細表】

### 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
					(百万円)		
有形固定資産							
建物	18	0	-	18	12	0	5
車両運搬具	4	-	-	4	3	0	1
工具、器具及び備品	29	0	-	30	27	0	2
有形固定資産計	52	1	-	53	43	2	9

# 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	7	8	7	-	8
役員賞与引当金	20	19	20	-	19
債務保証損失引当金	-	213	-	-	213
計	27	241	27	-	241

# (2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

# (3)【その他】

該当事項はありません。

# 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞、高松市において発行する四国新聞および徳島市において発行する徳島新聞に掲載いたします。 公告掲載URL(https://www.tomony-hd.co.jp/)
株主に対する特典	該当事項はありません。

<sup>(</sup>注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

### 第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社において金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第11期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)令和3年6月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

令和3年6月29日関東財務局長に提出

### (3) 四半期報告書及び確認書

第12期第1四半期(自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)令和3年8月10日関東財務局長に提出 第12期第2四半期(自 令和3年7月1日 至 令和3年9月30日)令和3年11月25日関東財務局長に提出 第12期第3四半期(自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日)令和4年2月10日関東財務局長に提出

### (4) 臨時報告書

令和3年7月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく 臨時報告書であります。

令和3年7月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。

### (5) 臨時報告書の訂正報告書

令和3年7月27日関東財務局長に提出

上記、令和3年7月1日関東財務局長に提出をした、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)に基づく臨時報告書の訂正報告書であります。

### (6) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 令和3年6月1日 至 令和3年6月30日)令和3年7月6日関東財務局長に提出

EDINET提出書類 トモニホールディングス株式会社(E23820) 有価証券報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和 4 年 6 月28日

### トモニホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀	Ш	紀	之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久	保	暢	子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永	里		剛

### <財務諸表監查>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトモニホールディングス株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トモニホールディングス株式会社及び連結子会社の令和4年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職 業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果 たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

### 貸出金に対する貸倒引当金の算定基礎となる債務者区分の判定

# 監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

会社は、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行を主要な連結子会社とし、銀行業務を中心に金融サービス業を提供している。主な営業基盤は、徳島県、香川県、大阪府であり、基幹業務として貸出業務を営んでいる。

貸出業務には、新型コロナウイルス感染症の影響を含む 国内外の景気動向により貸出先の財務内容の悪化や担保価値の下落等を通じて、与信関連費用が増加するリスクが存在している。

このような信用リスクに対応するため、会社は、資産の自己査定基準に基づき貸出金の資産内容について自己査定を実施し、償却・引当基準に則り債務者区分に応じた貸倒引当金を計上している。

会社は、当連結会計年度末の連結貸借対照表において、貸出金を3,229,950百万円、貸倒引当金を22,003百万円計上している。また、「【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項(5)貸倒引当金の計上基準」及び「【注記事項】(重要な会計上の見積り)」に具体的な計上方法等を記載している。

貸倒引当金の算定過程には、債務者の財務内容、資金繰り 及び収益力並びにこれらの将来見通しを具体化した経営改善計画等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定 する 債務者区分の判定が含まれる。

特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者の経営改善計画等の合理性及び実現可能性は、新型コロナウイルス感染症の影響を含む債務者を取り巻く経営環境の変化や債務者の事業戦略の成否という将来予測情報によって影響を受けるため、見積りの不確実性や経営者の判断に依拠する程度が高く、より重要な判定要素となる。

従って、当監査法人は、返済状況、財務内容又は業績が悪化しており、経営改善計画等を策定している債務者に係る 債務者区分の判定を監査上の主要な検討事項に該当する ものと判断した。

### 監査上の対応

当監査法人は、債務者区分の妥当性を検討するに当たって、主として以下の監査手続を実施した。

内部統制の評価について

債務者区分の判定に関連する内部統制の有効性を確認するため、自己査定プロセスの内部統制の整備状況を評価し、 運用状況の有効性の評価手続を実施した。

債務者区分の妥当性の検討について

- ・ 債務者区分の妥当性を検討するため、以下の定量的及び定性的要件を考慮し監査対象先の抽出を行った。
  - 債務者区分が適切に行われなかった場合の貸倒引当 金計上額に及ぼす金額的影響
- 債務者の所在地、業種、新型コロナウイルス感染症の 影響
- ・ 抽出した債務者の債務者区分の妥当性を検討するため 以下の手続を実施した。
  - 債務者の返済状況、財務内容及び業績の実態を把握するため、会社の自己査定関連資料一式(債務者の事業内容等に関する説明資料、実態的な財務内容把握のための調査資料、決算書等)を閲覧するとともに、必要に応じて融資を所管する部門への質問を実施した。
  - 債務者の業績に係る将来の見通しの妥当性を検討するため、会社が行った債務者に関する経営改善計画等の合理性及び実現可能性の評価について以下の事項を考慮しながら検証を行うとともに、必要に応じて融資を所管する部門への質問、利用可能な外部情報との比較検討を実施した。
    - ・ 過年度の経営改善計画等の達成度合いを踏まえた 経営改善計画等の妥当性
    - ・ 新型コロナウイルス感染症が債務者の財務内容及 び業績に与えた影響

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する 必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取 引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見 に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 内部統制監查 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、トモニホールディングス株式会社の令和4年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、トモニホールディングス株式会社が令和4年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制 監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部 統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1. 上記の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

### 独立監査人の監査報告書

令和4年6月28日

トモニホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 永 里 剛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトモニホールディングス株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トモニホールディングス株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると 判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対 応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1. 上記の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。